



筑紫女学園大学リポジット

The Fukuoka Domain's Policy toward Shin Buddhist Temples in the Late Modern Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-12-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 八嶋, 義之, YASHIMA, Yoshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/937

近世後期福岡藩における寺院統制

―浄土真宗西派を素材に―

八嶋 義之

はじめに

福岡藩における寺社研究は非常に立ち後れている分野である。『福岡県史』において、寺社および修験を含めた宗教全般について広渡正利氏が執筆を担当しており、福岡藩の宗教史研究は広渡氏に拠るところが非常に大きい^①。

しかし福岡藩による寺院の統制については、幕府による本末制度や触頭制度の概略に触れ、各宗派の筑前国内における触頭の説明と末寺の数量的な把握を行うに留まっている。また、藩主黒田家による寺社の外護については一定の成果が見られるも、寺社行政については残存史料を概説するに留まるため、領内の寺院統制については何ら検討が加えられていないのが現状である。

この現状を踏まえ、本論では福岡藩における寺院統制の一端を浄土真宗西本願寺派寺院を素材として明らかにしたいと考える。西派を素材とするのは、近年、筑紫女学園大学が主宰する「浄土真宗文化財調

査プロジェクト」^②による浄土真宗西派寺院の調査が進展しており、また触頭であった博多萬行寺の調査では福岡市と筑紫女学園を中心とした体制で調査が行われ、多大な成果が挙げられていることによる^③。また後に述べるように福岡藩では、領内寺院の約四割が西派で占められており、地域的な偏りもなく、領内全域に分布するため、同派を取り扱うことで、福岡藩内の寺院統制の一般的な姿を描き出せると考えただからである。

今回挙げている表中には同和問題に関わる記述が出てくる。同問題が今日においてもまだ根強く残るものであることは理解している。江戸時代において、この問題が浄土真宗と深い関わりを持っていたことは歴史的事実として周知のことと思う。そのため史料中の該当する文言を意図的に削除することで、同問題に対する正しい理解やその解決を妨げてはならないと考え、敢えて削除することなく史料の表記通りに掲載することとした。ご理解をいただければと思う。

第一章 福岡藩内の浄土真宗西派寺院

1 福岡藩における寺院数

福岡藩における浄土真宗西派（以下、西派）の寺院は三〇〇カ寺を越える。それを一覧化したものが表1である。表は福岡藩における諸宗派寺院の寺号、在所や本末関係を書いた「御国中寺数」⁽⁴⁾を基礎に作成し、「寛政二年筑前寺院帳」⁽⁵⁾「筑前国一向宗西派寺院記録」⁽⁶⁾、その他の史料で補完した。

「御国中寺数」の正確な作成年代は不詳であるが、文化十五（一八一八）年作成の「御国中寺院名寄帳」⁽⁷⁾と若干の差違はあるものの掲載寺院数がほぼ同数であるため、同年代に作成されたものと考えられる。掲載寺院総数は八〇五で、その内西派寺院数は三二一と全体の約四割にのぼる。

表中の寺名に「一ヶ寺」と表記される寺号不明の寺院が一六カ寺ある。「一ヶ寺」は「御国中寺院名寄帳」において「寺跡計」と注記され、『筑前国続風土記附録』（以下『附録』）の那珂郡五郎丸村の項で「サイホウシ 寺址なり」⁽⁸⁾ともある様に、「御国中寺数」作成段階では廃寺であったと考えられる。ただし「寺跡」の注記がない「一ヶ寺」については、単に寺号を持たないだけで何らかの活動があったと考えられるが⁽⁹⁾、詳細は不明である。

また宗像郡用山村の専念寺、田野村の浄泉寺も「寺跡計 無住」と記され、さらに福岡西町にあった源正寺は『附録』に「廃寺となり既に百年を経る云」⁽¹⁰⁾とある。姪浜三ヶ町光照寺は同町方正寺の改称前

の寺号であり、那珂郡山田村の「一ヶ寺」も同村浄光寺との混同であり、両寺ともに誤記と考えられる。

以上から「御国中寺数」に表記される西派寺院三二一カ寺のうち、一ニカ寺が廃寺、二カ寺が誤記による重複、これらを除外した三〇七カ寺が福岡藩の統制を受けていた寺院と考えられる。

本山の西本願寺で把握されていた筑前における寺院数は、天文年間（一五七四～一五八二）年で九、元禄七（一六九四）年で三二七、文化三（一八〇六）年で三二六、嘉永七年で三一九（奉行所への報告から除外されたものが二四）となっていた⁽¹¹⁾。

ここで問題となるのが、本山と福岡藩における寺院の把握数の差違である。本山である西本願寺における寺院の認定は寺号の免許をもつてなされる。文化三年の本山の把握する寺院総数は三一六、同時期に作成されたと考えられる「御国中寺数」では三二一（廃寺・誤記を含む）である。さらに文化三年以降の寺号免許の由緒を持つ寺院は表1中で分かるだけでも一三となるため、その差違はさらに開く。

この把握数の差違の要因として、本山が「筑前国」として数量の把握を行ったことに対し、藩では怡土郡内の公領に存在する寺院を除外して把握していたことが挙げられる。

また、後述する様に藩が寺院に求める機能に結縁と宗旨改があり、本山による寺号免許の有無に関わらず、藩はそれを執行し得る（もしくはかつて執行し得た）寺院や道場を一括して寺院と把握したことも要因として考えられる⁽¹²⁾。

以上が本山と福岡藩における把握数の差違の要因として挙げられる

が、この問題については詳細に検討を加える必要があるため、今後の課題としておきたい。

2 本末関係

次に本末関係を見ていく。表1から、筑前国内における本末関係は大きく本願寺、興正寺、仏照寺の三系統に分けられる。本願寺系（萬行寺、徳栄寺、光専寺、明正寺）二八一、興正寺系（末寺京都端坊）一一、仏照寺系（末寺小倉永照寺、永照寺末浄福寺）三八となつている。本願寺派系の寺院の展開も確認できるが、興正寺・仏照寺二系統の寺院の分布は、遠賀一五、鞍手一四、嘉麻四、穂波一と福岡藩の東四郡だけでその約七割を占めており、一つの特徴を見せている。遠賀郡を中心として、近世以前を開基とする古い寺院がいくつか展開しており、これは中世末期の堺商人との結びつきによる瀬戸内海地域への教線の伸展、それに隣接する豊前・豊後地域からの伝播、さらには海上交通による芦屋や博多といった港からの伝播の可能性がすでに先行研究により指摘されている⁽¹³⁾が、それを裏付けている。

このように真宗寺院の広がりには当初東四郡を中心としたと考えられ、その後、天文十（一五四一）年に筑前国内で七一の末寺を抱える萬行寺が博多に建立され、その末寺が博多に近い早良・那珂・御笠・粕屋郡に多く展開していることが分かる。また西本願寺系の寺院が、早良・怡土・志摩郡に多くみられるが、その開基や寺号免許の年代から黒田氏の筑前入国以後にその拡がりをみせたことが確認できる。

3 浄土真宗西本願寺派の触頭

福岡藩における仏教各宗派を統轄する触頭寺院は、宗派ごとに一カ寺が任命された⁽¹⁴⁾。三〇〇カ寺を越える西派を束ねる触頭は萬行寺、徳栄寺、光専寺の三カ寺であった。

西派触頭三カ寺の任命については、すでに鷲山氏によって若干の検討がなされている⁽¹⁵⁾が、以下に少し記しておきたい。

萬行寺は、最初博多普賢堂町に草庵を結び、その後馬場町（萬行寺前町）に一寺を建立。のち現所在地である祇園町へ移転しており、初代藩主黒田長政から触頭に任命されている。以下にその経緯を示す史料をあげる。

万行寺触頭濫觴

一拙寺触頭の儀ハ、三世理善と申僧大ニ御法義弘通仕、隣国ニかけ末寺百ヶ寺余り出来仕候、尚其頃 證如上人專御宗風御興隆ニ付、於当国も其余数多之寺起立仕候ニ付、理善江ハ法義弘通之為御称誉 證如様之御寿像拝領被 仰付、猶又触頭役をも同時ニ被仰付候、依之 秀吉公薩摩征伐之砌ハ、教如上人度々当国江御入込有之、其節拙寺并妙行寺江御達書教通御当ニ相成居申候、然処五世正海ニ至り慶長七年之頃表裏御別立ニ相成候処、依関東之御沙汰国内一円不残御裏方御末寺ニ罷成申候、然処正海儀對本廟冥加所相濟奉存、当国領主 長政江相歎 御本江山江婦參御取計之儀奉願候処尤ニ許諾有之、関東參勤之砌 公義伺濟之上其段御本山へ被申入候処、則御引請相濟以前之通帰參被 仰付候、則

慶長十年七月正海父子伏見へ被召登、於同所右帰参国内一円取計相濟候段被相達、且又如古来称真宗一派之可為触頭旨蒙 命、以来無相違寺・国御両法共相勤罷在候事

天保十五甲辰年八月

筑前万行寺

嶋田左兵衛権大尉殿

以上は天保十五(一八四四)年豊前四日市御坊妙満寺へ出役の際に、本山家司嶋田左兵衛正辰の命により提出を命ぜられ作成された由緒書⁽¹⁶⁾の写しから、触頭濫觴の箇所を抜粋したものである。

ここから萬行寺は三世理善の代に、證如上人より筑前国の触頭役を任命されていることが分かる。また同史料には「則天文二十三甲寅年三月被召登為御賞譽 御寿像拜領被仰付、且又触頭役永代拙寺被仰付ル」とあり、それが天文二十三(一五五四)年であったことも分かる。その後慶長七(一六〇二)年には、一旦筑前国内一円の真宗寺院が東派へ転派となり、それを受けて五世正海が西派帰参を黒田長政へ歎願、長政の仲介によって西派へ統一されることとなる⁽¹⁷⁾。慶長十年に京都において長政から西派への帰参の取り計らいが済んだとの話があり、また従来通り触頭に任命されている。

つまり萬行寺は、当初本山より触頭を拝命し、改派の際には触頭の立場を利用して長政への歎願を行っており、その結果改めて長政より真宗一派の触頭に任命されたわけである。

徳栄寺は福岡大工町にあり、こちらも長政より触頭に任命されている。『附録』に「慶長十二年本堂成就せしかは：同十五年准如上人よ

り徳栄寺と云寺号をゆるされ、是は公より本山に御頼ありしといへり此寺代々真宗西派の号令を司とる」とある⁽¹⁸⁾。この記述によれば徳栄寺の触頭任命は慶長十五(一六一〇)年であり、寺号の免許は長政の意向によるものであり、触頭への任命も同様と考えられる。また真偽は定かではないが、徳栄寺の開基光心は、黒田如水の弟黒田市右衛門であるとの説があり⁽¹⁹⁾、『筑前国統風土記』にも「光心は生国播州の人にて、此僧を如水公、長政公もとより知玉ひし故」とあることから、黒田家との繋がりが触頭任命に影響したことがうかがえる。

光専寺は『附録』に慶長年中に長政から福岡薬院町に寺地を拝領し、延宝年中に「真宗西派の号令を司とる」と見えるが、延宝以前の天和二年に三代藩主黒田光之より任命されたことが鷲山氏により指摘されている⁽²²⁾。また『黒田家譜』に、「此寺桂壽院の位牌養照院の御母新見太郎兵衛同御墳墓ある」とある。桂壽院は光之の実母養照院の母で光之から見ると祖母にあたる。新見太郎兵衛は叔父で嶋原の乱で討死している。この事から触頭任命の理由として、光之の祖母、叔父の菩提寺であったことが考えられる。

以上、触頭三カ寺についてその任命の経緯を見て来た。萬行寺の触頭任命は本山が先行しているが、それを長政が追認しており、徳栄寺の任命とは事情を異にしているが、どちらも長政の意向が反映されている。また光専寺の触頭任命は時代的にも下るが、三代藩主光之との繋がりが見て取れる。

この様に福岡藩における西派の触頭は、本山の設定した触頭を追認した萬行寺の例はあるが、基本的に近世初期において藩側(藩主)の

意向により設定されたものであると言えるだろう。光専寺の任命時期が、天和二年と他の二カ寺よりも遅い理由は判然としないが、現時点では新見太郎兵衛が寛永十五（一六三八）年、桂壽院が万治二（一六五九）年に死去し、その菩提寺となった点以外にその理由を見出すことが出来ない。

福岡藩における他宗派の触頭就任については判然としないが、日蓮宗では触頭が固定せず、その就任に際して、藩（藩主）の意向は反映されていない⁽²⁴⁾。また浄土宗鎮西派では、少林寺が慶長八（一六〇三）年、圓應寺が安永三（一七七四）年に触頭となる⁽²⁵⁾が、就任が藩によるものであるのか確認することができない。藩主の意向が反映される西派とは異なることが分かる。

第二章 藩による寺院統制

1 触頭の役割

三〇〇カ寺を越える福岡藩内の西派寺院は、萬行寺・徳栄寺・光専寺の触頭三カ寺によって統轄されていた。触頭は福岡藩・本山西本願寺からの触下寺院への命令を伝達するだけではなく、触下寺院から藩や本山へ提出する願書等を申達する役割を果たしていた。ここでは藩との関係に限定して述べていく。

萬行寺が所蔵する史料に「〔触頭諸役目留帳〕」⁽²⁶⁾がある。これは藩に提出する書類の案文の他、触下寺院への廻達文書やその他作成書類の例文や控などを集めたものである。史料中では寛政九（一七九七）

年から明治元（一八六八）年までの元号を確認することが出来る。そのため少なくとも寛政期以降に作成され、明治初年までに随時追加・修正が行なわれながら使用されたものと考えられる。所載される全一四七項目について、書類の内容ごとに分類を行い、提出先、触頭による取り次ぎの有無などを一覧化したものが表2である。項目名と提出先は史料の表記通りとした。

この藩への提出書類から、藩による寺院統制の在り方をうかがうことが出来るが、まずは任職の上京に際しての提出書類を例に触頭の役割を確認していく。

各寺院の任職が登京する際には、まず表2中【1】の書類を作成することになる。書類から上京する寺院の任職から触頭三カ寺宛に申請、それを受けて触頭の連名により寺社奉行に宛てて書類が作成・提出され、往来切手の発行を願ったことが分かる。

【1】 往来御切手申受書物之事

一 拙僧儀京都西本願寺江就用事罷登申度奉存候、依之今日合日数何百日切之往来御切手被仰受可被下候、尤京・大坂両御蔵本江罷登次第相届可申候、罷下り候節も右同前二相届可申候、右之日数無間違罷下り御切手指上可申候、為其書物如件

何郡何村

年号月日

何寺印判

法名書判

三ヶ寺江当

右之通遂詮儀相違之儀無御座候、何寺願之通何百日切之往来御切手御出シ可被下候、右之僧同所へ居留り仕儀にては無御座候、若御定之日数延引仕候ハ、早速呼戻シ可申候、尤罷歸り候て早速御切手指上させ可申候、彼僧ニ付出入之義御座候ハ、何時も拙僧共申披可仕候、為其奥書如件

同年月

三ヶ寺印判

法名書判

寺社

奉行衆江当

【3】

仕上ル書物之事

一何郡何村何寺住持何某儀、京都西本願寺江就出事罷登申候、依之帰国被仕候迄拙僧掛持被仰付奉得其意候、寺役念を入相勤可申候、何寺旦那中死人於有之ハ拙僧結縁可仕候、尤其節死骸慥二見届、結縁無異儀通証拠形仕、死人有之町八年寄、在郷ハ庄屋・組頭方江可遣之候、勿論何某婦寺仕候節ハ唯今申請候御証拠返進可仕候、為後日書物如件

年号

何寺何村

月日

何寺印判

法名書判

宗旨

奉行衆江当

【1】と同時に、触頭から任職掛持の許可願である【2】を作成し、さらに掛持を担当する寺院の住職から【3】が作成され、二通共に宗旨奉行宛に提出された。

【2】

一何郡何村何寺住持何某儀、何百日切手往来御切手相願、京都西本願寺江就出事罷登申候、依之帰寺仕候迄何郡何村何寺住持何某江掛持申付度候間、願之通被仰付可被下候、尤何寺旦那中死人有之刻何某結縁仕候様御証拠御出可被下候、為証拠如件

年号月日

三ヶ寺印判

法名書判

宗旨奉行衆江当ル

以上から任職の他所への往来に際しては、寺社奉行へ往来切手の発行を、宗旨奉行へ留守の寺院を管理する任職の掛持について、触頭を通して願ひ出ていることが分かる。また表2の【5】と【6】からも、任職の相続に際して、触頭から寺社奉行への出願が行われ、その認可後に各寺院より宗旨奉行へ書類が提出されていることが確認できる。さらに以下の鳴物停止の布達から、出願や書類提出と同様に、藩からの布達が触頭を介して各寺院へ伝達されている様子がかうかえる。

御老中戸田采女正様御卒去之段御到来有之候、就右今廿日今鳴物

三日停止被仰付候、尤普請ハ不苦候、其段可被相触候

(文化年)

五月廿日

右御触之趣被得其意触下中江も可被相触候、以上

高屋久右衛門

五月廿日

四宮甚太夫

諸宗寺院

触頭寺江当ル⁽²⁷⁾

この様に触頭寺院の役割は、藩による各寺院の管理・統制や情報の伝達を媒介するものであることが確認できる。そこで改めて表2を見てみると、藩への書類の提出先の多くが、大きく寺社奉行と宗旨奉行に分けられていることが分かる。以下、寺社奉行と宗旨奉行へ提出される書類から藩による統制の内容をみていくこととする。ただし表2を確認して分かるように、提出される書類のほとんどが、【133】の横死人の処理などの個別事案に対する伺や願書ではないことから、以下に見ていく作成書類も平時を想定したものであることを断っておく。

2 寺社奉行宛の作成書類

表2から、寺社奉行宛の作成書類の内容が、法用などによる国外への往来【1、4、17、26、28、31、88】、往來の日延願【21、22】、隠居や相続【5、14、23、24、37など】、他国僧の領内への逗留【34】や居住【35】、他国への僧の転出【45、114】や出奔【144、146】といった

た寺内人員の国外への移動や増減に関する事項であることが確認でき、さらに普請【16、143】に関する願も提出されている。

またこれら寺社奉行への書類は、基本的に触頭三カ寺連名で作成されており、触下寺院から直接寺社奉行へ提出する形が取られていない。このことは藩による寺院管理の在り方が、触頭を通じた間接的なものであったことを示している。

表2では寺社奉行宛の書類以外に、寺社役所へ宛てられた書類を確認することができる。具体的には触頭の国内移動【78、100〜102】と届出（報告）【54、56、57、82など】類である。奉行宛でない理由は、触頭の国内移動が一カ寺によるものであり、残り二カ寺による職務の代替執行が可能であり、届出（報告）の場合と同様に寺社奉行による書類提出後の判断・指示を要しないためと考えられる。

以上のことから、寺社奉行は触頭を媒介として、建物としての寺院の維持・管理、各寺院内の住職を初めとする人柄の把握を行っており、特に人柄の把握については、住職の相続や隠居の外は、領外への移動や転出、領外よりの転住など対外的な問題を含む事案についての書類の提出が求められていることが分かる。

さらに、作成書類中に宗義に関連するものがないことから、統制の目的が各寺院を宗教施設として管理・把握することになかったと考えられる。

3 宗旨奉行宛の作成書類

宗旨奉行への作成書類は、証拠【65、68、69、77、120、133】、住職

の掛持【2、3、7、10、19、27、32、33、60など】、相統【6、15、18、25、30、38など】などに関するものである。結縁や宗旨改めための請け払いの証拠の外、住職の寺院の掛持や相統に関する書類が大半を占める。

先出の往来に際しての掛持の願書【2、3】から、住職の掛持の目的が結縁の執行にあったことが分かる。結縁に際しては結縁証拠【65】が作成される。宗旨改によって作成される宗旨改帳に記載される人柄が死去した際、死亡を確認した住職によって作成・提出され、それに基づいて帳面からその人柄が削除される。そのため宗旨改帳の管理を担当する宗旨奉行に宛てる形で結縁証拠が作成されたと考えられる。掛持や相統の書類が提出されるのも、宗旨改の際に各寺院に対して人別証拠の作成、宗旨改帳への押印・署名がその役割として与えられており⁽²⁸⁾、その執行にあたる住職の確定に必要なためである。

また相統に関する書類は寺社奉行にも提出されており、寺院の管理、人柄の把握を目的としている。しかし宗旨奉行への提出は、同じ相統に関する書類であっても、宗旨改に際する証拠の作成や押印・署名の担い手の管理へとその意味合いが変化する。それは寺社奉行に提出する書類【5】が触頭三カ寺の連名が必要であるのに対し、宗旨奉行に提出する書類【6】にはそれが無いことから分かる。

この様に宗旨奉行への書類の提出は宗旨改を前提としており、その目的が宗旨改の執行やその担い手の管理にあったことが分かる。

第三章 統制担当の奉行

1 寺社奉行

先に寺院によって作成された書類から、各寺院が触頭を媒介として寺社奉行と宗旨奉行による管理・統制を受けていたことが明らかとなった。本章では、その寺院統制を担った両奉行をそれぞれ見ていきたいと思う。

まず寺社奉行を見ていく。江戸幕府による職制としての寺社奉行の設置は寛永十二（一六三五）年である。福岡藩においても、幕府の設置に伴って寺社奉行を置いたものと推測されるが、設置の具体的な年代は分かっていない。『黒田家譜』には元禄五（一六九二）年の記述に寺社奉行として三宅八右衛門（五〇四石余、馬廻組）と花房傳左衛門（五〇〇石、馬廻組）の二名が挙げられている⁽²⁹⁾。

また『福岡県史』に「町奉行の一人が、寺社奉行を兼帯した」⁽³⁰⁾との記述もあり、以下の史料からも、町奉行が寺社方を兼帯したことが分かる。布達元の記述が「町奉行」と「寺社兼帯町奉行」書き分けられていることから、文化二年においては町奉行の職掌に寺社の統制が含まれるため「兼帯」と記されず、文久三年では含まれていないため「兼帯」と記されたことが想定される。

高屋久右衛門儀今日御町奉行被仰付候、被得其意触下中江も可被相達候、已上

四宮甚太夫

(文化二年)

四月十日

称名寺へ来ル、東長寺送り遣ス

(中略)

内記殿依願今十一日隠居被仰付候、此段向寄二可相達旨御月番準
人殿被仰聞候、其御心得御同役中被仰談組支配江も可被相達候、
以上

大目附

右御触之趣被得其意触下中江も可被相達候、以上

高屋久右衛門

十月十二日

四宮甚太夫

西ノ中刻東長寺へ来ル、即時大乘寺江送り遣ス⁽³¹⁾

山城儀今廿六日被賞勤勞、出格之 思召を以 御称号被下候、此

段向寄二可被相達候事

(文化二年)
八月

右之趣被得其意配下中江も向寄可被相達候事

寺社兼帯

八月廿七日

町奉行

当市中寺院江当ル⁽³²⁾

町奉行ないしは寺社兼帯町奉行によって寺院の統制が行われる理由

としては、福岡藩における諸宗派寺院の触頭がほぼ福岡・博多両町に

所在したことが挙げられる。前章で述べたように寺社奉行による領内の寺院の統制は触頭を媒介として間接的に行われていたが、その各寺院を直接に統轄する触頭の殆どが福岡両町にあったため、その町の統制を担当する町奉行が職務を兼帯することになったと考えられる。

以上の様に福岡藩における寺社奉行は、町奉行と不可分の関係であり、寺社奉行単体で捉えることができない。寺社奉行単独の設置や町奉行との兼帯の問題など、その時代的な変遷を含め、実態の解明は今後の課題としたい。

2 宗旨奉行

福岡藩における宗旨奉行は、寛文四（一六五六）年に幕府が各藩へ布達した「耶蘇宗門禁制覚書」⁽³³⁾で、専任の役人を置くよう定められたことに始まる。翌五年には宗旨奉行として三宅八右衛門・船田久右衛門の二名が任命されている⁽³⁴⁾。設置初期段階の宗旨奉行については明らかにしないが、近世中期以降の宗旨奉行を表3としてまとめた。交替を繰り返しながら二名体制がとられており、一部例外はあるものの、任命は馬廻組からである。「文化十四分限帳」によると城代組から任命される役職として宗旨奉行の名前が見えるが⁽³⁵⁾、表3で分かるように奉行は馬廻組からの任命されている。この分限帳の記述と表3の齟齬の理由については今のところ不明である。

さらに寛延四（一七五一）年には宗旨改の担当が郡代へと改められている⁽³⁶⁾。

一 宗旨御改之儀御郡代様御改被成、一式・未進判共二御しらへ御仕廻せ被成、其上宗旨御奉行へ御渡成候御仕組二成候事、寛延四年未四月御触、宗旨方組付も減シ申答にて、御郡代々御改、其外一式御仕廻被成候

この措置は一時的なもので宝暦三（一七五三）には元に復するわけだが、これは寛保く寛延期に行われた農村支配機構の改革の一端と思われる。この改革では、経費の削減を図り、農村支配の成果をあげるため、農村支配機構の一元化による集中・合理化を企図したことが指摘されている⁽³⁷⁾。この郡代による宗旨改も、この集中・合理化の一端として、年貢の増徴に向けた郡代による直接的な人柄把握のための試みであったと考えられる。

このように一時的とはいえ、宗旨奉行は宗旨改帳の管理にその職務が限定され、以下のように享保十九（一七三四）年以降、宗旨改における該当者の改め場への出頭が免除（庄屋・組頭・年寄への限定）されており、相対的に宗旨奉行の重要度は低下したものと思われる。表3に見える隠居による退役を考え合わせると、福岡藩における宗旨奉行の重要度の低さがうかがえるだろう。

（前略）郡浦町組合判仕候者人別不残御改場所江罷出、私共見届来居申候処、為御厭人別罷出候儀被相止、享保十九年以来庄屋・組頭計場所江罷出、其外之者ハ庄屋・組頭手前にて判形見届候様被仰付、是迄之通二御座候、并町々は宝暦十二年組頭被相止候二付、年

寄計御改場所江罷出血判仕候、町内之者ハ其町之年寄手元にて人別判形見届申候、尤古来之御書出二年寄・五人組之御座候ハ町々にて年寄・組頭と相唱申候付、唯今之通組頭無御座候てハ、前々々之御定法二は違居申候⁽³⁸⁾

おわりに

本稿では、浄土真宗西派寺院に残された史料を使い、寺社奉行・宗旨奉行の二者に宛てて作成される書類を通して、福岡藩における寺院統制の在り方を見てきた。

福岡藩領内に存在する三〇〇カ寺を越える西派寺院は、福岡藩による管理・統制が行われる以前から、その教線を伸展させていた。当初はその伝播の在り方から遠賀・鞍手・嘉麻・穂波の東四郡を中心として拡がりを見せ、触頭である博多萬行寺の建立と前後しながら西郡へも展開し、領内全域にその分布を拡大させた。その領内寺院を藩の意向によって認可された触頭である萬行寺・徳栄寺・光専寺の三カ寺の媒介によって、間接的な統制を行った。

寺社奉行は各寺院の建造物としての維持・管理と人柄の把握を行い、人が移動することに付随する福岡藩領外との間で想定される人柄の帰属の問題を把握し、問題が起きた場合に迅速な処理を行うため、書類の作成・提出を求めた。

宗旨奉行は、福岡藩にとって重要度の低いものであっても、幕府によって宗門改制度の徹底を企図され、設置を命ぜられた役職であり、

その意味から寛延四年に郡代へ宗旨改の担当が変更になった際も、廃止されることはなかった。宗旨奉行による統制は寺院自体の管理になく、その主眼はあくまでも宗旨改を滞りなく執行するための担い手の管理にあった。そのため各寺院には宗旨改の担い手である住職の確定に必要な書類の作成が求められたのである。

このように、福岡藩における寺院の統制とは、触頭制度を利用した寺社奉行と宗旨奉行の両奉行による二重の管理体制にあったわけだが、各寺院の両奉行による統制の意味には格段の差があった。それは宗旨奉行の統制が、本来宗派の活動と無関係な宗旨改のためであることと比べ、寺社奉行の統制が相続や隠居、法用による移動といった寺院の存続や活動そのものに影響を与えるものであったからである。そのため特に寺社奉行の統制の在り方については、非常時の対応も含めて包括的に検討を行う必要がある。

また浄土真宗では妻帯が許可され、住職の相続に関しても世襲の形をとることは周知の事実であり、相続に関する書類において他宗派での作成に相違が見られる可能性がある。領内寺院を統一的に統制する上で宗派別の対応の変化は想定しづらいが、他宗派との間の統制の在り方の差違については、その有無も含めて今後確認の必要がある。

今回は福岡藩における西派の寺院を素材に寺社・宗旨両奉行に限定する形で、平時の統制の在り方の一端を明らかにした。しかし統制を担当する寺社・宗旨両奉行については、いまだ不明な点が多く、数多くの問題点を残したままとなったが、今後の課題としてひとまず筆を擱くことにしたい。

註

- (1) 広渡氏の研究として、『博多承天寺史』（文献出版、一九七七）、『英彦山信仰史の研究』（文献出版、一九九四）、『筑前上宮住吉神社史』（文献出版、一九九七）、『香椎宮史』（文献出版、一九九七）、『宮崎宮史』（文献出版、一九九九）、「福岡藩の寺社支配の一考察」（『福岡県史 近世研究編 福岡藩（三）』、福岡県、一九八七）、『福岡県史 通史編 福岡藩文化（上）第三章宗教（福岡県、一九九三）』などが挙げられる。
- (2) 筑紫女学園大学創立一〇〇周年記念事業の一環として、『本願寺展』（九州国立博物館において平成一九年開催）の開催に向けて設置される。現在も活動は継続して行われており、その調査成果は『西国浄土真宗文化財調査研究報告書（一）』（三）、「九州真宗の源流と水脈」（法蔵館、二〇一四）として刊行されている。
- (3) 博多萬行寺の調査成果は福岡市文化財叢書第四集『浄土真宗萬行寺資料・浄土真宗光専寺資料』（福岡市教育委員会、二〇一五）としてまとめられている。
- (4) 九州大学附属図書館中央図書館蔵。
- (5) 伊東尾四郎編『福岡県史資料』第七輯所収（名著出版、一九七二年）。
- (6) 大田資料九六、福岡県立図書館蔵。
- (7) 旧市史編纂資料五九、福岡市総合図書館蔵。
- (8) 川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『筑前国続風土記附録』上巻（文献出版、一九七八）、二〇〇頁。
- (9) 後掲註(12)参照。

- (10) 前掲註(8)七四頁。
- (11) 本願寺史料研究所編『本願寺史』第二卷(浄土真宗本願寺派宗務所、一九六八)二〇七―二一〇頁。ただし、天文年間、元和九年の数字については、典拠とする史料の性格や一部欠落の状況から概数の提示に留まる旨の注記がなされており、以降の数字は実数を表すとの注記がなされている。
- (12) 志摩郡泊村の「一ヶ寺」は、「御国中寺教」に寺院として明記されるが、『糸島郡誌』(四四七頁、糸島郡教育会、一九二七)では「泊説教所 福岡市外堅柏町浄福寺に属す」と記され、近世期には寺号を持つ寺院として成立していなかった。
- (13) 児玉識「周防・長門地域における真宗の発展過程」(浄土真宗教学研究 所・本願寺史料研究所編『講座運如』第五卷、平凡社、一九九七)、鷺山智英「筑前真宗教団の展開課程―本願寺東西分立後の帰参・改派を中心に―」(中川正法・緒方知美・遠藤一編『九州真宗の源流と水脈』、法蔵館、二〇一四)。
- (14) 「福岡藩舊事叢話(四)―『筑紫史談』第十七輯、一九一八)では、天台宗は松源院、源光院、真言宗は大乗寺、臨濟宗は崇福寺、聖福寺、承天寺、曹洞宗は明光寺、安国寺、金龍寺、浄土宗鎮西派は少林寺、圓應寺、浄土宗西山派は大長寺、浄念寺、時宗は称名寺、日蓮宗は法性寺、勝立寺、浄土真宗東派は浄慶寺の寺名がそれぞれ挙がっている。
- 浄土真宗西派では、明治四年に触頭制度が廃止となるまで、萬行寺、徳栄寺、光専寺の三カ寺が触頭を務める。
- ただし、真言宗では明治五年作成の「筑前国真言宗古義派寺院記録」(大田資料九七、福岡県立図書館蔵)で雷山の大悲王院が触頭に挙げられており、また「御用帳書抜 雑寺社之部」(檜垣文庫史料二二〇―二、九州大学附属図書館付設記録史料館蔵)では、元禄七(一六九四)年の博多入定寺の後住願の際に「快應より之願書二触頭吉祥院・西光寺・大乘寺奥書仕」とあることから、大乘寺一カ寺ではなかったことが分かる。
- また同じく「御用帳書抜」では浄土真宗東派の妙行寺が浄慶寺と共に挙がっており、さらに日蓮宗では元禄七年十月二日付で「他宗と違、触頭ハ住持之器量次第いづれにても相勤申成行二付」との記述があり、触頭寺院が固定していなかった事が分かる。そのため、福岡藩における触頭については、担当する寺院について時代的な変遷や任命の経緯を含め今後検討の必要がある。
- (15) 鷺山智英「福岡藩の真宗西派触頭寺院について」(『福岡地方史研究』第三六号、一九九八)。
- (16) 「御尋二付申上由緒書」(萬行寺資料三九〇五、萬行寺蔵)。
- (17) 改派の問題については、鷺山智英「筑前真宗教団の展開課程―本願寺東西分立後の帰参・改派を中心に―」(中川正法・緒方知美・遠藤一編『九州真宗の源流と水脈』法蔵館、二〇一四)に詳しい。
- (18) 前掲註(8)四一頁。
- (19) 鷺山智英「光心 勤兵衛末弟黒田市右衛門説について―中津西蓮寺・福岡徳栄寺の由緒を中心に―」(『地方史ふくおか』第一五八号、二〇一五)。
- (20) 貝原益軒編・伊東尾四郎校訂『筑前国続風土記』(文献出版、二〇〇一)六九頁。

- (21) 前掲註(8)八〇頁。
- (22) 前掲註(14)参照。
- (23) 川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜』第二卷(文献出版、一九八二)三七四頁。
- (24) 前掲註(14)参照。
- (25) 「筑前国浄土宗鎮西派寺院記録」(大田資料九五、福岡県立図書館蔵)。
- (26) 萬行寺資料三七九九、萬行寺蔵。
- (27) 「御触状写」(萬行寺資料三八一五、萬行寺蔵)。
- (28) 後藤武雄「筑前藩の宗旨改方條目」(『社会経済史学』七卷一二号、一九三八)。享保十四(一七二九)年に出された福岡藩における宗門改の際の規定。全二七条。その第二条に「宗旨御改前方、人別旦那寺之証文、其村之庄屋方に取置し、其上にて宗旨帳相調可申候事」、第三条に「宗旨帳旦那寺之前判取申儀、其村之庄屋・組頭として旦那寺の住持の手元見届、勿論寺号・法名の文字書違不申、印判押違、肩書誤無様之念を入可申候事」とあることから、宗門改における寺院の役割が人別証拠の作成と宗門改帳への押印・署名にあることが分かる。
- (29) 川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜』第三卷(文献出版、一九八二)、三四頁。『黒田三藩分限帳』(西日本図書館コンサルタント協会、一九八七)を確認すると、三宅八右衛門は、寛文期の分限帳で「五〇〇石 三宅八之助有春、後八右衛門」(二二四頁)、元禄期には「五〇四石 三斗四合三勺 三宅喜三兵衛有道」と記される。花房傳左衛門は元禄期の分限帳で「五〇〇石 花房傳左衛門」(二四九頁)となっている。
- (30) 『福岡県史 通史編 福岡藩 文化(上)』(福岡県、一九九三)五五〇

- ～五五一頁。
- (31) 「御触状写」(萬行寺史料三八一五、萬行寺蔵)。
- (32) 「御触状控帳」(萬行寺史料三八一一、萬行寺蔵)。
- (33) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四)六三三頁。
- (34) 前掲註(22)二九七頁。三宅は前掲註(28)参照。船田は享保期以降の分限帳でしか家を確認できず、馬廻組の「式百石 船田五右衛門」の家にあたると考えられる。
- (35) 『黒田三藩分限帳』(西日本図書館コンサルタント協会、一九八七)二一五頁。
- (36) 『福岡県史 近世資料編 年代記(一)』(福岡県、一九九〇)五二八頁。
- (37) 柴多一雄「幕藩制中・後期農村支配機構に関する一考察―福岡藩五郡奉行制を中心に―」(『九州史学』六四号、一九七八)、『福岡県史 通史編 福岡藩(二)』(福岡県、二〇〇二)。
- (38) 「宗門改帳 従公儀御吟味記」(黒田家文書四一六、福岡県立図書館蔵)。安永六(一七七七)年。
- 末筆となりましたが、萬行寺の調査におきましては、ご住職・副住職をはじめ、多くの方々のご理解・ご協力をいただきました。ここに記して謝意を表します。

【表1】福岡藩における浄土真宗西派寺院

	郡など	町名・地名	寺名	本寺	開基等	開基・建立等年代	木仏寺号	備考
1	福岡	大工町	徳栄寺	京都西本願寺	光心	慶長13年本堂建立	慶長15年3月29日	播磨国で西蓮寺建立→豊前中津と小倉両方に西蓮寺建立、慶長6年福岡にて小庵を結ぶ
2	福岡	薬院町	光専寺	京都西本願寺	浄徳	慶長15年造立	慶長17年4月	開基は肥後国土城氏、「明細帳」に木仏寺号の免許は安永2年3月3日とあり
3	福岡	西町	真福寺	京都西本願寺	養甫	慶長年中	寛永18年6月	始め荒戸新町→唐人町（正保年中）→西町（元禄9年）、元誓岸寺の跡地
4	福岡	湊町	正覚寺	京都西本願寺	順空	元和年中	寛永17年正月29日	開基は立花道雪の家臣松尾惣右衛門
5	福岡	湊町	法伝寺	京都西本願寺	順空	慶長17年	寛永7年10月2日	始めは博多妙行寺末、妙行寺が東に転派したとき、そのまま西に残り本願寺直末となる
6	福岡	東職人町	長徳寺	京都西本願寺	順空	天正2年	天正2年（寺号）	始め名嶋に一字建立、慶長6年名嶋町へ、その後東職人町へ
7	福岡	材木町	明蓮寺	京都西本願寺	宗慶		寛永7年10月2日	糟屋郡金出村に草庵、慶長年中福岡濱町に寺を建立、寛文10年材木町へ
8	福岡	西町	伝照寺	京都西本願寺	忍西		万治3年12月20日	始め那珂郡春吉村専立寺末、のち本願寺直末となる
9	福岡	糞子町	正法寺	福岡徳栄寺	林華	慶長5年	寛永17年正月23日	開基は播磨国揖東郡の人
10	福岡	西町	源正寺	福岡徳栄寺				「拾遺」・「附録」で廃寺とあり、始め大工町、寛文12年に西町へ、「附録」に「廃寺となり既に百年を経る」とあり
11	福岡	西町	浄満寺	福岡徳栄寺	浄心	天正元年	寛永12年正月20日	始め春吉村→福岡大工町（承応3年）→西町（寛文11年）
12	福岡	鍛冶町	円正寺	福岡徳栄寺	空玄	寛永年中	寛永10年4月15日	徳栄寺開基光心の法継「明細帳」では開基は了白
13	福岡	鍛冶町	光円寺	博多万行寺	宗念		寛永17年正月20日	始め糟屋郡濱男村に住す、慶長年中に造立
14	福岡	紺屋町	妙泉寺	福岡光専寺	休雲	正保4年	正保4年（寺号）	開基の僧休雲は光専寺の弟子、元原田家の家臣、「明細帳」では木仏寺号免許は天保7年正月5日
15	福岡		一ヶ寺	福岡明蓮寺				「名寄帳」に「寺跡計」とあり
16	福岡	(鍛冶町)	一ヶ寺	福岡光円寺				「名寄帳」に「寺跡計」とあり、「拾遺」光円寺の項に末寺の記述はあるが、廃寺、寺号不明
17	福岡	薬院町	法泉寺	京都西本願寺	宗巴	慶長年中建立	寛永12年正月	開基宗巴は慶長年中筑前に来る、福岡黒茶町（慶長年中）→紺屋町（延宝元年）
18	博多	祇園町	万行寺	京都西本願寺	空性	天文10年	天文10年（寺号）	開基は山城国宇治山科の人、七里隼人、博多普賢堂町→馬場町に造立（天文10年）
19	博多	祇園町	順正寺	京都西本願寺	浄喜			始めは川口町へあり、妙行寺同様東派、寛文頃祇園町へ移転し、西派へ転派 拾遺では浄喜
20	博多	瓦町	妙静寺	京都西本願寺	養順		寛文5年	
21	博多	祇園町	善照寺	博多万行寺	正林		寛永17年	「明細帳」で開基は西順
22	博多	今熊町	覚永寺	博多万行寺	明玄		享保2年6月9日	始め夜須郡栗田村にあり、のち那珂郡高宮村へ移り、明暦の初め今熊町へ
23	志摩郡	今津村	法教寺	京都西本願寺	宗善（造立）	永禄11年造立	慶長18年3月	
24	志摩郡	波多江村	徳応寺	京都西本願寺	圓照		享保7年2月	
25	志摩郡	板持村	真行寺	京都西本願寺			慶安5年2月	
26	志摩郡	潤村	専徳寺	京都西本願寺	慶仲	慶長16年		
27	志摩郡	谷村	徳正寺	京都西本願寺		天文2年6月		
28	志摩郡	桜井村	専光寺	京都西本願寺			元文4年3月	昔は今津にあった禪寺、延宝2年に移転し真宗へ
29	志摩郡	今津村	清教寺	京都西本願寺	宗善		万治4年4月	
30	志摩郡	小田村	大静寺	福岡徳栄寺	春菴	慶長8年	元禄3年	「附録」では寺号は元禄3年免許
31	志摩郡	井田原村	善教寺	京都西本願寺			万治4年	寺号免許は善敬寺、明和年中に善教寺へ改称、「附録」では木仏寺号ともに明和3年3月免許
32	志摩郡	新町浦	明光寺	京都西本願寺	浄圓		正徳4年7月	
33	志摩郡	久家浦	法正寺	京都西本願寺	了清		寛永12年正月	「拾遺」では正法寺、今津→舟越→久家浦
34	志摩郡	津和崎村	浄光寺	京都西本願寺			寛文6年11月	昔久家村、正徳の初め頃に移転
35	志摩郡	岐志浦	海徳寺	京都西本願寺	了順		寛文6年11月3日	

	郡など	町名・地名	寺名	本寺	開基等	開基・建立等年代	木仏寺号	備考
36	志摩郡	御床村	松雲寺	京都西本願寺	了玄		寛文6年11月3日	
37	志摩郡	吉田村	常満寺	京都西本願寺	浄傳		寛文11年2月	開基浄傳は大和国の生まれで片岡小兵衛
38	志摩郡	師吉村	雲乗寺	京都西本願寺	浄玲	(延徳～明応)	元禄16年7月13日	『拾遺』に「正徳中の鐘銘に開基僧浄玲以来二百年とあれば」とあり
39	志摩郡	邊田浦	安養寺	京都西本願寺	正傳		寛文8年4月	
40	志摩郡	桜井村	教念寺	博多万行寺	龍念	慶長15年	慶安3年	始め浄土宗、『附録』では木仏寺号ともに慶安2年
41	志摩郡	西浦	西照寺	博多万行寺	林雪		寛文9年2月	
42	志摩郡	貝塚村	専照寺	福岡光尊寺			天文5年2月	
43	志摩郡	野北村	戒宝寺	志摩郡桜井村教念寺	龍念		天和3年閏5月	
44	志摩郡	前原村	法林寺	京都西本願寺	願了		寛文7年5月	
45	志摩郡	稲留村	蓮照寺	京都西本願寺			天文6年7月	
46	怡土郡	井原村	正善寺	京都西本願寺			寛永18年8月23日	
47	怡土郡	井原村	教念寺	京都西本願寺				
48	怡土郡	井原村	光門寺	京都西本願寺				昔天台宗
49	怡土郡	井原村	円覚寺	京都西本願寺				「名寄帳」では大門村
50	怡土郡	大門村	浄福寺	京都西本願寺			寛文7年3月(寺号)	
51	怡土郡	末永村	西光寺	京都西本願寺	水月		宝暦9年10月	水月は原田了栄の家僕
52	怡土郡	徳永村	善覚寺	博多万行寺				昔天台宗
53	怡土郡	千里村	真教寺	博多万行寺			延宝元年(寺号)	
54	怡土郡	飯場村	真教寺	早良郡重留村浄覚寺	正玄		文政6年5月10日	
55	怡土郡	井田村	教法寺	早良郡四ヶ村明法寺			明和6年7月	「元禄13年大村館下より寺号を受来り」(「筑前早鑑」九州大学附属図書館蔵)
56	怡土郡	一ヶ寺	一ヶ寺	早良郡四ヶ村明法寺				「名寄帳」で「寺跡計」とあり
57	怡土郡	周船寺村	妙正寺	京都西本願寺			天文5年9月	
58	怡土郡	一ヶ寺	一ヶ寺	早良郡重留村浄覚寺				「名寄帳」で「寺跡計」とあり
59	早良郡	谷村	長栄寺	福岡徳栄寺	昌林		寛永12年正月20日	始め風切谷にあり、寛永の初めに茶園谷へ移転
60	早良郡	姫浜且過町	順光寺	京都端坊	覺明		慶長10年2月21日	怡土郡上原村から慶長7年に移転、慶長10年長福寺の寺号免許、享保3年順光寺へ
61	早良郡	姫浜三ヶ町	万正寺	京都西本願寺	道益	享禄元年	寛永19年2月17日	享禄元年建立、光照寺とする、道益の死後万正寺へ改称
62	早良郡	姫浜三ヶ町	光照寺	京都西本願寺				万正寺のことか、誤って記載か。
63	早良郡	庄村	正福寺	京都西本願寺	福井又左衛門(開堂)	寛文中開堂	寛永18年8月	
64	早良郡	重留村	妙福寺	京都西本願寺	了善		万治4年4月	開基の僧了善、石山合戦に参加、「志摩組怡土組明細帳」に木仏寺号ともに天文3年9月12日免許とあり
65	早良郡	東入部村	徳勝寺	京都西本願寺	角将監秀兼		寛永2年5月	僧となり開基
66	早良郡	有田村	西応寺	博多万行寺	恵正			座元
67	早良郡	小田部村	教善寺	博多万行寺				座元
68	早良郡	柏原村	照安寺	博多万行寺	教興		寛永年中	
69	早良郡	下長尾村	栄福寺	博多万行寺	殘雪		正保4年3月	
70	早良郡	重留村	浄覚寺	穂波郡飯塚村明正寺	官山	永正16年4月3日	慶安2年3月28日	
71	早良郡	田村	西念寺	穂波郡飯塚村明正寺	了善	天正中	寛文11年2月7日	開基は旧荒平城士の土生大和
72	早良郡	四ヶ村	明法寺	穂波郡飯塚村明正寺	順悦		寛文9年5月7日	
73	早良郡	脇山村	万徳寺	穂波郡飯塚村明正寺	高田平左衛門 信房入道雪	応仁2年	享保5年	
74	早良郡	西村	光源寺	京都端坊			延宝5年4月7日	
75	早良郡	片江村	浄泉寺	早良郡谷村長栄寺	柳岸	寛文2年	安永9年4月22日	昔禪宗、正保頃浄土真宗へ
76	早良郡	石釜村	光明寺	早良郡田村西念寺	休圓	天正2年1月	寛永18年1月28日(寺号)	開基は平河主水、『附録』では木仏寺号ともに寛永17年1月
77	早良郡	七隈村	徳常寺	博多万行寺	宗順		寛永4年2月	筑後国御井郡野田村→筑前国養父郡今泉村→筑前国早良郡七隈村
78	早良郡	檜原村	道遣寺	博多万行寺			寛永5年2月	「志摩組怡土組明細帳」では木仏寺号ともに文政11年4月18日免許とあり
79	早良郡	東油山村	西宗寺	博多万行寺	溪泉		慶長18年8月21日	
80	早良郡	四ヶ村	教徳寺	早良郡姫濱順光寺	宗心			開基は対州浪人下勘助
81	早良郡	西油山村	明性寺	早良郡重留村妙福寺	止勇		明治5年9月3日	座元
82	早良郡	重留村	真正寺	早良郡重留村妙福寺	宗通			
83	早良郡	椎原村	光善寺	早良郡重留村妙福寺	貞円		安永10年	

	郡など	町名・地名	寺名	本寺	開基等	開基・建立等年代	木仏寺号	備考
84	早良郡	東入部村	西教寺	京都西本願寺			延享2年4月25日(寺号)	
85	早良郡	内野村	西光寺	總波郡飯塚村明正寺	天海		明和5年6月4日	開基は深江氏
86	早良郡		一ヶ寺	京都西本願寺				「名寄帳」に「寺跡計」とあり、「志摩怡土組明細帳」の真教寺(文政6年5月10日木仏寺号免許、内野村)の事カ
87	早良郡	板屋村	三光寺	博多万行寺	定潤		貞享3年6月8日	「志摩組怡土組明細帳」では開基は浄円
88	早良郡	羽根戸口	一乗寺	博多万行寺	教念	天正年中	貞享5年2月13日	「志摩組怡土組明細帳」では開基は教円
89	早良郡	石釜村	明光寺	早良郡重留村浄覚寺	萬休	寛永年中		開基は曲淵河内守家臣島飼新左衛門
90	早良郡	西入部村	西音寺	福岡光専寺	圓西		宝暦4年2月10日	元禄5年6月西へ改派、光専寺未となる(「筑前早鑑」九州大学附属図書館蔵)、開基は笠石見
91	早良郡	上長尾村	長徳寺	博多万行寺	崇慶		寛永20年2月	
92	早良郡	野芥村	誓岸寺	周防国信光寺				
93	早良郡		一ヶ寺	早良郡重留村妙福寺				「名寄帳」に「寺跡計」とあり
94	早良郡		一ヶ寺	早良郡重留村妙福寺				「名寄帳」に「寺跡計」とあり
95	早良郡	鹿原村	顯乗寺	京都西本願寺	法圓		享保12年	
96	那珂郡	春吉寺町村	専立寺	京都西本願寺	忍西		寛永9年12月9日	始め業院にあり、誓固神社遷宮の折移転
97	那珂郡	春吉寺町村	妙徳寺	福岡光専寺	愚善		寛永12年8月2日	始め業院にあり、専立寺と同時に移転
98	那珂郡	春吉寺町村	建立寺	福岡光専寺	格傳			始め天台宗で御笠郡瓦田村にあり、寛永頃移転し真宗へ
99	那珂郡	春吉寺町村	正光寺	博多万行寺	寶順			始め博多辻堂にあり、のち春吉へ、開基は肥後国柴田源大夫正光、その名を寺号とする
100	那珂郡	弥永村	法善寺	博多万行寺	傳宿		享保5年12月24日	
101	那珂郡	春日村	長円寺	博多万行寺			寛永18年8月24日	
102	那珂郡	下梶原村	真教寺	博多万行寺	浄了		寛文元年5月	昔は上梶原村にあり、養楽寺という禪寺だったが、天正年中に移転、真宗へ
103	那珂郡	三宅村	光徳寺	博多万行寺		承応2年建立		
104	那珂郡	片縄村	専光寺	博多万行寺	貞圓		宝暦十一年(木仏)	
105	那珂郡	安德村	明応寺	博多万行寺	浄心		天和3年	開基は原田種直家臣藤野太郎八
106	那珂郡	南面里村	正応寺	博多万行寺	浄慶	天文21年3月9日	万治4年5月5日(寺号)	
107	那珂郡	東堅粕村	西林寺	博多万行寺	道德		寛文6年2月	
108	那珂郡	埋鐘村	光遷寺	博多万行寺	了善		明和年中	寛文13年4月に筑後国より移転
109	那珂郡	山田村	一ヶ寺	博多万行寺				「附録」に「始は枝村寺山田にありしを正徳年中此地に移せり」とあり、移転後の山田村浄光寺と混同カ
110	那珂郡	五十川村	妙楽寺	博多万行寺			元治元年12月27日	
111	那珂郡	下白水村	浄運寺	博多万行寺	浄元		弘治元年1月	昔は禪寺、蓮花寺山にあり、移転して真宗へ
112	那珂郡	薬院村	西光寺	博多万行寺			宝暦12年7月11日(木仏) 天明6年(寺号)	
113	那珂郡	野間村	光行寺	博多万行寺	正白		天文14年3月7日	
114	那珂郡	麦野村	真光寺	博多万行寺				
115	那珂郡	西畑村	教徳寺	博多万行寺				始め南面里村にあり、宝暦の初めに移転
116	那珂郡	南面里村	一ヶ寺	博多万行寺				
117	那珂郡	五郎丸村	一ヶ寺	博多万行寺				「附録」に「サイホウシ 寺址なり」とあり
118	那珂郡	大鋸谷村	真光寺	福岡徳栄寺	旭應		寛永17年正月22日	始め福岡西職人町にあり
119	那珂郡	平尾村	法立寺	京都端坊				「附録」の圓龍寺の項に「もと法立寺と云寺ありし址なり」とあり
120	那珂郡	山田村	浄光寺	夜須郡東小田村教覚寺	恵順		天保8年11月1日	元は枝村寺山田、正徳年中に移転、「附録」では万行寺末寺
121	那珂郡	下誓固村	一ヶ寺	那珂郡大鋸谷村真光寺				
122	那珂郡	平尾村	円龍寺	京都西本願寺	善徳	慶安4年7月21日	慶安4年7月	元博多對馬小路町にあり、宝永頃に平尾村へ、「志摩組怡土組明細帳」では木仏は正徳3年6月28日、寺号は慶安4年7月22日に免許とあり
123	席田郡	青木村	専宗寺	京都西本願寺			正徳元年6月9日	

	郡など	町名・地名	寺名	本寺	開基等	開基・建立等年代	木仏寺号	備考
124	席田郡	下月隈村	真教寺	京都西本願寺	月光		安政2年8月18日	座元、『拾遺』には興教寺とあり
125	席田郡	立花寺村	法行寺	博多万行寺	浄秀		寛文5年4月15日	
126	席田郡	平尾村	大円寺	博多万行寺			寛文5年2月18日	
127	席田郡	下白井村	善教寺	博多万行寺			明治14年7月8日	座元
128	御笠郡	山家村	西福寺	京都西本願寺			寛永4年閏3月	明暦3年4月27日に筑後国三瀧郡久留米原古賀町より移転
129	御笠郡	武蔵村	栄法寺	博多万行寺	貞圓	天文16年	天正年中	黒田甚四郎の文武両道の師石松藤九郎、『明細帳』には木仏は3月17日、寺号は3月10日免許とのみあり年は不明、『木仏之留』では木仏許可は寛永18年8月24日
130	御笠郡	湯町	真光寺	博多万行寺	教須		寛永12年8月2日	
131	御笠郡	塔原村	教円寺	博多万行寺	了存	貞享元年3月12日	万治元年12月21日(木仏) 万治元年3月15日(寺号)	
132	御笠郡	山田村	慶伝寺	博多万行寺	藤野老岐			座元
133	御笠郡	宰府	来光寺	博多万行寺				筑後国竹野郡益永村(明暦ヶ)→下座郡平塚→御笠郡宰府
134	御笠郡	乙金村	正栄寺	博多万行寺	善曾		文政11年5月1日(木仏)	座元
135	御笠郡	山口村	願応寺	博多万行寺	立圓		寛永11年	『明細帳』では開基は正信、木仏寺号はともに寛永元年12月とあり
136	御笠郡	平等寺村	光伝寺	博多万行寺	正心	慶長17年ヶ	慶長17年4月8日	開基は帆足弾正左衛門弟
137	御笠郡	宰府	光蓮寺	京都西本願寺				
138	御笠郡	吉木村	安紹寺	京都西本願寺	道清	寛文7年3月5日	天和2年4月5日(木仏) 元和2年3月22日(寺号)	宝永2年筑後国竹野郡森部村安紹寺より転住し創立
139	御笠郡	原田村	伯東寺	京都西本願寺	了誓		延宝4年	『明細帳』では延宝4年3月5日に木仏のみ免許、筑後国竹野郡筒井村より移転、明暦ヶ
140	御笠郡	阿志岐村	円徳寺	京都西本願寺			寛文3年9月22日	
141	御笠郡	下見村	明福寺	京都端坊	真濟		寛永18年2月	端坊は興正寺末寺、『木仏之留』では木仏許可は寛永18年8月23日
142	御笠郡	宰府	正西(西正)寺	京都端坊	正順	天正14年	寛文2年3月29日	建基は高橋紹運家臣山内藤内左衛門尉重勝
143	御笠郡	本道寺村	安楽寺	京都西本願寺	玄寮		承応年中	『明細帳』では明暦3年7月24日寺号のみ免許、筑後国三瀧郡久留米寺町より移転、明暦ヶ
144	御笠郡	萩原村	西蓮寺	京都西本願寺	宗念		寛永9年	開基は豊後国土中川修理、『明細帳』では寺号のみ免許
145	夜須郡	千手村	(明元寺)	—	浄夢	元和年中		座元、『附録』では明元寺、元は浄土宗安養寺といい秋月氏の菩提寺、秋月氏の国替え後廃寺、元和年中再建
146	夜須郡	甘木七箇町	教法寺	京都西本願寺	明賢		寛永年中	開基は清原正兼次男、2代明順は石山合戦に参加
147	夜須郡	甘木二箇町	光照寺	京都西本願寺	法光		元和年中	昔は横内町にあり、寛文年中に移転、『明細帳』では木仏寺号ともに享禄元年免許
148	夜須郡	東小田村	教覚寺	京都西本願寺	空良		慶長19年9月14日(木仏) 寛永7年6月20日(寺号)	行武藤左衛門という浪士が草庵を結ぶ
149	夜須郡	曾根田村	常円寺	京都西本願寺	教西(建立)		明暦4年7月11日(木仏) 享保3年6月20日(寺号)	教西は越中国より明暦年中に木仏寺号を携え筑前に来て寺を建立
150	夜須郡	下淵村	専光寺	京都西本願寺	栖安	慶長6年	寛永4年2月29日	開基は元肥後国士能勢勲左衛門清秀
151	夜須郡	中牟田村	西福寺	京都西本願寺	宗順	慶長3年	寛永7年10月2日	
152	夜須郡	依井村	大念寺	京都西本願寺			寛永18年4月	
153	夜須郡	秋月町	西念寺	京都西本願寺	了慶	天正年中	天正年中	開基は秋月種資の家臣小山田新助高常、『木仏之留』では木仏許可は元和9年9月10日
154	夜須郡	秋月町	浄覚寺	京都西本願寺	休安	万治年間	寛永18年	
155	夜須郡	下浦村	西方寺	京都西本願寺	教円		寛永21年2月9日	元真言宗正法寺、永正頃に真宗へ
156	夜須郡	馬田村	明福寺	京都西本願寺	恵海		明和年中	『明細帳』では木仏寺号ともに寛文元年免許
157	夜須郡	上高場村	妙蓮寺	京都西本願寺	慶保(建立)	寛文2年建立	寛文2年12月24日	『名寄帳』では千手村、初めは筑後国にて西派を排除して東派とした時、寛文2年に当国へ建立

	郡など	町名・地名	寺名	本寺	開基等	開基・建立等年代	木仏寺号	備考
158	夜須郡	弥永村	浄光寺	京都西本願寺	教西	慶長年中	文化8年8月20日	「名寄帳」では上高場村、開基は播州の土橋津五郎右衛門で元豊前国宇佐郡安楽寺住持
159	夜須郡	上秋月村	光行寺	京都西本願寺	慶宅		寛永15年	「明細帳」では木仏寺号ともに寛永11年9月4日免許
160	夜須郡	三並村	西教寺	京都西本願寺	宗覺			「明細帳」では寂如上人より本尊阿弥陀如来と西教寺の寺号を賜るとあり
161	夜須郡	上秋月村	専念寺	下淵村専光寺	宗教		文化7年5月17日(木仏) 寛永6年6月30日(寺号)	開基は肥後国熊本の人佐藤主殿末子
162	夜須郡	野町村	信覚寺	京都西本願寺	休意	寛永年中	寛永20年	「明細帳」では木仏寺号共に寛永21年10月22日免許
163	夜須郡	栗田村	光蓮寺	京都仏照寺	善仲		寛永10年4月15日	開基は石山合戦に参戦、帰国後建立
164	夜須郡	江川村	常法寺	夜須郡甘木光照寺	宗善	天正11年	天保11年2月1日	建基は肥後国浪人高山遠江守、「明細帳」では開基は宗遊
165	夜須郡	下高場村	浄満寺	夜須郡甘木光照寺	寂空			座元、初めは東派、9代目祐恵の時西へ改派、明暦3年祐恵の時に親鸞聖人御影を賜る
166	夜須郡	長者町村	妙専寺	京都西本願寺	了慶		万治3年2月9日	座元、木仏寺号は東派より賜る、明和6年3月諦玄代に西へ改派
167	上座郡	須川村	万徳寺	京都西本願寺	空心		慶長10年9月12日	
168	上座郡	若市村	西宗寺	京都西本願寺	祐善		万治3年12月20日	「明細帳」では開基は喜祐、2代は祐喜
169	上座郡	久喜宮村	建立寺	京都西本願寺	西了	大永2年7月10日	大永2年7月	
170	上座郡	小石原村	浄満寺	京都西本願寺	明誓(建立)	寛文12年建立	慶長9年4月1日	明暦年中に久留米にて真宗西派を排除して東派とした時、筑後国吉井駅より来て寛文12年に当国へ建立
171	上座郡	菱野村	嚴浄寺	京都仏照寺	正善		明暦3年6月	宝暦10年に慶福寺より嚴浄寺へ改称、「木仏之留」では木仏許可は慶長10年3月12日
172	上座郡	上寺村	教念寺	京都仏照寺	圓心		寛文9年6月30日	「附録」に「むかしハ正明寺といひしか」とあり
173	上座郡	林田村	勸正寺	京都端坊	清念	元和頃造立	寛永元年5月21日	上座郡星丸村→上座郡松末村(元和頃)→林田村(延宝5年)、「明細帳」では開基は春西、清念は4代
174	上座郡	志波村	光宗寺	京都端坊	善西	慶長8年本堂建立	慶長17年3月	開基は豊後国土足立善右衛門、石山合戦ののち寺を建立、「木仏之留」では木仏許可は慶長13年9月3日
175	上座郡	久喜宮村	長念寺	京都端坊	慶申		寛永2年8月15日	昔は真言宗、寛永2年8月に真宗へ
176	上座郡	福井村	西念寺	京都端坊	浄弥		承応元年9月	「明細帳」に周防国山口郡一ノ坂に建立した西念寺を文禄頃に移転とあり
177	上座郡	長淵村	正聞寺	上座郡須川村万徳寺			文禄元年2月13日	「附録」に「むかし寂光寺という寺なりし地なり」とあり
178	上座郡		一ヶ寺	上座郡菱野村嚴浄寺				「名寄帳」で「寺跡計」とあり
179	下座郡	屋永村	専照寺	京都西本願寺	了尊	天正2年	慶長16年(寺号) 正徳2年8月14日(木仏)	
180	下座郡	三奈木村	品照寺	京都西本願寺	理善	天文頃建立		開基は筑後国生葉郡大石村生まれ、秋月種実舎弟弥平次長男、真言宗長福寺がありそこに住し、のち真宗へ
181	下座郡	長田村	正福寺	京都西本願寺	浄了保		享保3年4月11日(木仏) 慶長16年9月8日(寺号)	開基は荒木摂津守村重一族、始め下座郡八重津村に小庵を結ぶ、「明細帳」では開基は了閑、2代が浄念
182	下座郡	小隈村	円能寺	下座郡屋永村専照寺	教傳	寛永7年	安永5年8月30日	
183	嘉麻郡	椎木村	浄円寺	京都西本願寺	祐慶	明応6年	天正15年	座元、開基は瀧下信濃守頼男外記
184	嘉麻郡	白井村	長源寺	京都西本願寺	明順		寛永18年2月22日	
185	嘉麻郡	下西郷村	善照寺	京都西本願寺	善性	大永頃	享保6年	大隈益富山麓→西郷(天正2年)、「明細帳」では木仏寺号共に文禄2年3月13日免許
186	嘉麻郡	隈畑村	長教寺	京都西本願寺	明善		寛永7年4月25日	開基は肥前の土平嶋七郎右衛門
187	嘉麻郡	有安村	光厳寺	京都西本願寺	了安		慶長17年4月4日(寺号)	慶長17年、本山より与えられた書に寺号あり、座元
188	嘉麻郡	佐与村	昭蓮寺	京都西本願寺	賢正	元和年中	寛永14年	

	郡など	町名・地名	寺名	本寺	開基等	開基・建立等年代	木仏寺号	備考
189	嘉麻郡	岩崎村	浄念寺	鞍手郡感田村浄福寺	教信(建立)	寛永末頃建立	慶安3年3月2日	昔は岳恩寺という禪宗、寛永末に真宗へ
190	嘉麻郡	鹿毛馬村	明法寺	豊前国小倉永照寺			慶安4年	
191	嘉麻郡	上村	眞行寺	嘉麻郡椎木村浄円寺			明治11年9月10日	座元
192	嘉麻郡	上三緒村	教元寺	京都仏照寺	福澤右京之進(建立)	永禄3年3月建立	享保年中	
193	嘉麻郡	下山田村	明見寺	京都端坊	了觀	寛永9年		座元、「明細帳」では寛永元年建基
194	嘉麻郡	川嶋村	正恩寺	穂波郡飯塚村明正寺	了西		寛永18年8月26日	座元、「明細帳」では開基は了西
195	嘉麻郡	大力村	妙円寺	嘉麻郡椎木村浄円寺			寛永年中	渡邊助太夫上京し寺号木仏授かる
196	嘉麻郡	本谷村	仙林寺	嘉麻郡隈畑村長教寺	雄念		明和4年4月	
197	嘉麻郡	上西郷村	善覚寺	嘉麻郡下西郷村善照寺				
198	嘉麻郡	芥田村	善来寺	嘉麻郡下西郷村善照寺	了圓		享保年中	開基了圓は上白井村農民
199	嘉麻郡	平村	専正寺	嘉麻郡有安村光厳寺	了圓	寛永年間	万治年間(寺号)	座元、「明細帳」に開基、寺号免許は古老の口碑によるとあり
200	嘉麻郡	千手村	西楽寺	嘉麻郡椎木村浄円寺	溝口尚重建基	寛文8年	寛文10年5月5日	「明細帳」では開基は小早川隆景家臣溝口尚明孫尚重
201	嘉麻郡	下中益村	明善寺	嘉麻郡椎木村浄円寺	玄宿	正保年中		座元、開基は小倉小笠原家臣上田弥左衛門
202	嘉麻郡	才田村	円徳寺	嘉麻郡白井村長源寺	宗悦	寛永頃建立	文化8年7月13日(寺号)	座元、開基は俗名筑紫定門、元和年中才田へ来る
203	嘉麻郡	大隈村	光円寺	京都西本願寺	善徳	慶長11年	元和8年10月28日	開基は近江源氏佐々木四郎高綱の末業
204	嘉麻郡	口ノ原村	法光寺	京都西本願寺	誓安		寛永14年12月2日	『附録』では木仏寺号承応2年3月9日
205	穂波郡	飯塚村	明正寺	京都西本願寺	了鎮	長享元年3月5日	長享元年3月5日(木仏) 天正15年5月7日(寺号)	慶長9年に西へ改派、開基の先祖は越前瓜生氏
206	穂波郡	高田村	福専寺	京都西本願寺	宗忍	慶長4年	寛永9年12月9日	
207	穂波郡	蓮臺寺村	光妙寺	京都西本願寺	教圓	慶安2年8月11日	慶安2年8月11日	開基は肥後国巖瀬村田貫の子孫
208	穂波郡	馬敷村	西光寺	京都仏照寺	西蓮	文禄年中	正徳元年12月26日(木仏) 慶長元年(寺号)	「明細帳」で慶長元年一字建立とあり
209	穂波郡	大分村	明円寺	京都西本願寺	明圓		明和元年8月15日(木仏) 文禄2年(寺号)	天正頃の僧で開基明圓の名を寺号とする
210	穂波郡	庄司村	西蓮寺	京都西本願寺	福泉		明暦4年	「明細帳」に木仏寺号ともに明暦2年2月3日免許とあり、初め天台宗、5代了悦の時(明暦2年)に真宗へ改宗
211	穂波郡	伊岐須村	安楽寺	京都西本願寺	教了		元和2年8月27日	
212	穂波郡	太郎丸村	教伝寺	穂波郡大分村明円寺	浄祐		寛永17年1月22日	
213	穂波郡	内野村	正円寺	穂波郡飯塚村明正寺	宗澤		享保2年5月(寺号) 享保5年(木仏)	元禄年中に正圓寺と称す、「明細帳」では木仏寺号ともに明和2年2月14日免許とあり
214	穂波郡	小正村	了専寺	穂波郡飯塚村明正寺	了珍	文明16年3月15日	文明16年3月15日(木仏) 寛永15年9月4日(寺号)	開基は肥後国家中熊沢良之助
215	穂波郡	幸袋村	無極寺	穂波郡飯塚村明正寺	教順			座元
216	穂波郡	土師村	長明寺	京都仏照寺	祐西	寛正5年	正徳4年11月19日	天正元年堂宇建立
217	鞍手郡	感田村	浄福寺	豊前国小倉永照寺	乗雲		慶長14年4月17日	肥前国龍造寺の門業有田氏、元禪宗大福寺を無住のためのち真宗へ
218	鞍手郡	木屋瀬村	西元寺	京都仏照寺	浄流	元和9年	寛永18年	
219	鞍手郡	龍徳村	西教寺	京都仏照寺	満正		万治元年	「明細帳」では木仏のみ文化7年6月4日免許とあり
220	鞍手郡	新北村	善行寺	京都仏照寺	浄念	慶長15年	寛永11年3月10日(寺号)	
221	鞍手郡	沼口村	法連(蓮)寺	博多万行寺	道願		正徳6年4月15日	昔は鞍手郡宮永村にあり。寛永3年に移転
222	鞍手郡	稲光村	覚円寺	博多万行寺	了傳		明暦4年	『附録』では木仏寺号ともに正徳6年、「明細帳」では木仏寺号ともに弘化二年12月29日、「明細帳」では開基は浄賢
223	鞍手郡	上有木村	真覚寺	博多万行寺	乗雲		延享4年	『附録』では木仏寺号ともに延享3年3月、「明細帳」では延宝2年3月5日免許とあり
224	鞍手郡	金丸村	明覚寺	博多万行寺	久善		文政13年7月12日(木仏) 天和3年閏5月6日(寺号)	

	郡など	町名・地名	寺名	本寺	開基等	開基・建立等年代	木仏寺号	備考
225	鞍手郡	芹田村	佛巖寺	博多万行寺	誓願		寛永12年8月22日	元真言宗玉泉寺、慶長10年に今の寺号に改め真宗へ、開基は宗像氏の氏族深田信元入道
226	鞍手郡	下境村	光福寺	鞍手郡感田村淨福寺			寛永7年10月3日	元、真言宗、浄土宗、寛永7年に真宗へ、「明細帳」には享禄元年に改宗とあり
227	鞍手郡	山邊村	西徳寺	鞍手郡下境村光福寺	是照		寛永5年2月	開基は小早川秀秋の臣篠田次郎兵衛重英、「明細帳」では木仏寺号ともに寛永17年2月2日免許とあり
228	鞍手郡	野面村	長泉寺	鞍手郡感田村淨福寺	道喜			座元、元禪宗普門寺、慶享9年3月真宗へ帰依し改称、開基は吉木岡の城主瓜生長門守勝忠
229	鞍手郡	頓野村	万福寺	鞍手郡感田村淨福寺	西園	元和元年	寛文11年2月10日	「明細帳」では寛永中開基とあり
230	鞍手郡	中山村	照専寺	鞍手郡感田村淨福寺			寛永17年11月	元真言宗
231	鞍手郡	八尋村	円覚寺	鞍手郡感田村淨福寺	順正		寛永12年(木仏)	
232	鞍手郡	植木村	聖福寺	豊前国小倉永照寺	杉連並	慶長末	慶長14年3月3日	
233	鞍手郡	植木村	進照寺	豊前国小倉永照寺	教永		寛永15年9月	「附録」・「拾遺」では願正寺、「明細帳」では願照寺とあり、開基も洞水とあり
234	鞍手郡	鶴田村	西念寺	京都興照(正)寺	香井田三郎重緒(建立)	長保3年建立	寛文4年11月	元天台宗、真言宗、天正18年に焼失しそれから真宗へ、元和9年11月に今の地へ移転、「明細帳」には木仏のみ寛文元年11月13日免許とあり
235	鞍手郡	下新入村	真照寺	京都西本願寺	浄心		寛文6年	明細帳では寺号のみ寛永6年9月7日免許とあり、開基は肥後熊本の上喜多村隠岐
236	鞍手郡	下木月村	照安寺	京都西本願寺	須藤行重		寛永7年	昔は禪宗で遠賀郡海老津村にあり、寛永7年真宗へ、承応2年移転、「明細帳」では寺号のみ寛永7年9月10日免許とあり
237	鞍手郡	永満寺村	明元寺	京都西本願寺	自得		慶長20年6月20日	木仏寺号は東本願寺より賜る、のちに西派へ
238	鞍手郡	新延村	教善寺	鞍手郡中山村照専寺	妙圓		享保6年5月12日	初め心願庵、廃退したため後再興し正法寺(天台宗)とするもまた廃退、慶長17年さらに再興し真宗となる、元和4年に長福寺と改称、のち享保中に教善寺へ改称
239	鞍手郡	本城村	西楽寺	徳波郡飯塚村明正寺	了圓		寛永17年2月16日	慶長年中に宮田村に小庵を結び、寛文4年に移転、開基は肥後国土、「木仏之留」では木仏許可は寛永18年8月26日
240	鞍手郡	宮田村	真光寺	徳波郡飯塚村明正寺	長玄		寛文年中	始め有木村にあり、「明細帳」では寺号木仏ともに明治10年7月31日、開基も朝元とあり
241	鞍手郡	新北村	明福寺	徳波郡飯塚村明正寺	高木亦左衛門直勝		寛永20年3月	元は直勝創建の真言宗高木院、四世孫の明善代に真宗へ
242	鞍手郡	勝野村	明楽寺	徳波郡飯塚村明正寺	了圓		寛永13年(寺号)	「附録」では木仏寺号とも寛永13年、「木仏之留」では寛永18年8月26日に木仏免許
243	鞍手郡	直方	円徳寺	福岡光専寺	了頓		元禄14年5月3日	
244	鞍手郡	御徳村	正行寺	豊前国小倉永照寺			元禄12年	
245	鞍手郡	下境村	真教寺	鞍手郡感田村淨福寺	清玄	寛文11年	延宝5年(寺号)	豊前国田川郡上野村に歴念寺(真言宗)を建立、のち鞍手郡下境村へ移転、明治23年7月に鞍手郡西川村永谷へ移転
246	遠賀郡	芦屋村	安養寺	京都西本願寺	道忍	天文頃	天文22年9月	始めは小倉永照寺末寺、慶長年中より西派となる、芦屋枝村大城→船頭町(寛永10年)→芦屋(元禄2年)、「明細帳」に寺号のみ天文11年免許とあり
247	遠賀郡	岩瀬村	恩光寺	京都西本願寺	一庵	元和6年4月13日	元和6年4月13日	昔は正覚寺という禪寺、「明細帳」では開基は淳盛
248	遠賀郡	山鹿村	安楽寺	京都西本願寺	玄宿(再立)	明暦年中再立	正徳元年6月10日	元真言宗、廃寺となる、「明細帳」には元亀元年頃に改宗、寺号免許の年月日は不明とあり
249	遠賀郡	若松村	西念寺	豊前国小倉永照寺	教心		元和8年6月18日	始め遠賀郡藤木に能念寺を建立、のち若松へ移転
250	遠賀郡	修多羅村	極楽寺	豊前国小倉永照寺	順清(再興)	永禄初め再興	正徳元年9月3日	始め天台宗、永禄の頃から真宗へ、「明細帳」に「寛政元年の創立トス後真宗ニ轉ス、開基ヲ道了ト云」とあり
251	遠賀郡	戸畑村	照養寺	豊前国小倉永照寺	了正	永正12年3月6日	永正12年	「明細帳」には木仏のみ正徳4年1月20日免許とあり

	郡など	町名・地名	寺名	本寺	開基等	開基・建立等年代	木仏寺号	備考
252	遠賀郡	廣渡村	妙雲寺	豊前国小倉永照寺	雲道	寛永3年3月		座元
253	遠賀郡	吉田村	妙楽寺	豊前国小倉永照寺	了雲	天正7年	明暦4年3月17日	座元
254	遠賀郡	別府村	行満寺	京都仏照寺		明応年中		始め天台宗
255	遠賀郡	楠橋村	真楽寺	京都仏照寺		永禄年中建立		
256	遠賀郡	香月村	照円寺	京都仏照寺	空心			座元、元天台宗光照寺、のち真宗へ
257	遠賀郡	大鳥井村	妙泉寺	豊前国小倉法輪寺	明信			
258	遠賀郡	海士住村	真教寺	豊前国小倉永照寺	清遊	寛文中	元禄7年	「寺院帳」では養住村、「名寄帳」では海老津村、『附録』では文禄元年
259	遠賀郡	上底井野村	蓮光寺	京都西本願寺	慶順	天正年中	貞享5年	「明細帳」では寺号のみ寛永16年免許とあり、『木仏之留』では木仏許可は寛永18年8月16日
260	遠賀郡	黒崎田町	光円寺	京都西本願寺	義勝		元和2年	城山北の海辺→田町→遠賀郡熊手村(元禄元年)→田町(元禄15年)、『明細帳』には木仏は天文19年、寺号は明応年中に免許とあり
261	遠賀郡	黒崎藤田村	正覚寺	京都西本願寺	三清	永禄年中	寛永9年4月8日	始め山鹿浦にあり、寛永4年に移転
262	遠賀郡	二村	信行寺	遠賀郡岩瀬村恩光寺	清玄		寛文中	「寺院記録」では無住、遠賀郡妙法寺加哲が兼帯
263	遠賀郡	垣生村	専光寺	遠賀郡岩瀬村恩光寺	恵濟	慶長年中	貞享2年3月7日(木仏) 寛文8年3月9日(寺号)	座元、元は天台宗普仙寺、天文末に真宗へ改宗し、永禄元年3月11日専光寺と改称し垣生村へ移転、開基は麻生氏家臣柴田権九郎重之
264	遠賀郡	仲間村	光林寺	遠賀郡岩瀬村恩光寺	教念		寛永14年	「明細帳」では木仏は延宝2年9月7日免許、寺号は年月日未詳とあり
265	遠賀郡	内浦村	法応寺	博多万行寺	宗伴		寛永11年12月27日	「明細帳」では開基は教阿、宗伴は5代
266	遠賀郡	本城村	浄円寺	嘉麻郡有安村光嚴寺	浄信			
267	遠賀郡	則松村	妙法寺	遠賀郡戸畑村照養寺	道観		寛文11年6月7日	開基は立花道雪家士安武民部
268	遠賀郡	上上津役村	西法寺	遠賀郡楠橋村真楽寺		寛文12年		
269	遠賀郡	三吉村	西円寺	遠賀郡芦屋村安養寺	熊玄		寛文6年	始め天台宗、文禄年中に真宗へ
270	遠賀郡	木守村	法雲寺	遠賀郡芦屋村安養寺	休岸		寛文4年2月7日(木仏) 延宝3年3月15日(寺号)	座元、「明細帳」に貞享5年2月2日本山より法雲寺の号を賜るとあり
271	遠賀郡	吉木村	安照寺	遠賀郡芦屋村安養寺	宗哲		貞享5年4月5日(寺号)	座元
272	遠賀郡	比末村	徳照寺	遠賀郡芦屋村安養寺	霜宗		元禄9年4月19日	
273	遠賀郡	戸切村	善照寺	遠賀郡別府村行満寺	教円		延宝2年11月15日	昔は香林寺という禪寺、天正15年に真宗へ
274	遠賀郡	中底井野村	浄恩寺	遠賀郡別府村行満寺	幻宿	万治2年造立	元禄2年6月18日	座元、「明細帳」に元真言宗長泉寺、寛永頃に改宗とあり
275	遠賀郡	仲間村	法専寺	鞍手郡感田村浄福寺	正空		慶長年中(寺号)	元真言宗、開基は麻生氏の家臣岩崎左近、「明細帳」では木仏は宝永2年閏4月10日、寺号は天和2年5月5日免許とあり
276	遠賀郡	熊手村	善定寺	鞍手郡感田村浄福寺	西念			「寺院帳」では黒崎
277	遠賀郡	引野村	教念寺	鞍手郡感田村浄福寺	芳俊	寛永6年9月28日建立	正徳4年4月	「明細帳」では開基は大俊、芳俊は3代、木仏は年月日未詳、寺号は寛永6年9月28日免許
278	遠賀郡	永犬丸村	善光寺	豊前国小倉法輪寺	浄秀		慶長年中	
279	遠賀郡	尾倉村	元照寺	豊前国小倉永照寺	浄心	天正19年	寛文2年(寺号) 元禄16年(木仏)	開基は城井弥三郎朝房家人文字左京の二子、「明細帳」では木仏寺号ともに年月日未詳だが9代智玄の時とあり
280	遠賀郡	熊手村	一ヶ寺	豊前国小倉永照寺				「名寄帳」で「寺跡計」とあり
281	遠賀郡	竹並村	天照寺	豊前国蒲生村専教寺	勇猛	慶安2年	元禄13年4月	明治3年3月13日に偏照寺へ改称
282	遠賀郡	陣原村	一ヶ寺	京都仏照寺				「名寄帳」で「寺跡計」とあり、『捨遣』に「文禄の頃迄は爰に在し」とあり
283	宗像郡	藤原村	浄蓮寺	京都西本願寺	祐尊	元龟元年	元龟元年12月17日	開基は肥後国士赤星弾之子
284	宗像郡	下西郷村	正蓮寺	博多万行寺	順正		慶長19年3月25日	
285	宗像郡	疇町	護念寺	博多万行寺	鑑立		文政6年7月9日	
286	宗像郡	宮司村	真光寺	博多万行寺	立休	天正元年	正徳3年7月	「明細帳」では木仏寺号ともに貞享2年免許とあり
287	宗像郡	村山田村	宗念寺	博多万行寺	了達	寛永4年	延宝7年2月9日(寺号)	
288	宗像郡	怒山村	宝蓮寺	博多万行寺	浄安		元龟3年6月28日	昔は禪寺、「明細帳」では開基は龍玄

	郡など	町名・地名	寺名	本寺	開基等	開基・建立等年代	木仏寺号	備考
289	宗像郡	大穂町	正覚寺	博多万行寺	春應	永禄14年		
290	宗像郡	用山村	専念寺	博多万行寺				「御国中寺数」に「寺跡計 無住」とあり
291	宗像郡	東郷村	西教寺	京都西本願寺	専順	慶長19年6月9日	寛永18年8月12日(木仏) 寛文10年10月6日(寺号)	
292	宗像郡	東郷村	延楽寺	京都西本願寺	水心	天正2年	寛永17年1月29日	
293	宗像郡	朝町村	雲乗寺	京都西本願寺	養順		寛文2年12月25日	「明細帳」では開基は圓了、5代が養順
294	宗像郡	光岡村	浄徳寺	京都西本願寺	休意		寛文10年7月3日 元文5年閏7月6日(木仏) 寛永21年12月14日(寺号)	始め宗像郡田久村、のち移転
295	宗像郡	赤間村	浄万寺	京都西本願寺	當圓			
296	宗像郡	本木村	西法寺	福岡光専寺	順知		万治3年6月21日	
297	宗像郡	田野村	浄泉寺	福岡光専寺				「御国中寺数」に「寺跡計 無住」とあり
298	表槽屋郡	久原村	安楽寺	京都西本願寺	慶雲			
299	表槽屋郡	須恵村	専能寺	博多万行寺	正圓		寛文13年	始めは江辻村にあり、「附録」では寛永15年
300	表槽屋郡	佐谷村	明永寺	博多万行寺	宗玄		慶長12年8月20日	
301	表槽屋郡	宇美村	信行寺	博多万行寺	了西			「明細帳」では開基は了齊
302	表槽屋郡	名子村	梵心寺	博多万行寺	春盛		寛文3年2月18日	
303	表槽屋郡	津屋村	妙正寺	博多万行寺	宗悦			「明細帳」では開基は海音
304	表槽屋郡	篠栗村	妙福寺	博多万行寺	善正(建立)	延宝2年建立	慶長9年11月	善正は筑後より来住
305	表槽屋郡	津波黒村	真光寺	京都仏照寺	竹葉			座元、「明細帳」では開基は竹舎
306	表槽屋郡	大隈村	真覚寺	表槽屋郡久原村安楽寺	玄智		慶長8年9月11日(寺号)	「附録」では慶長5年
307	表槽屋郡	上山田村	法連(蓮)寺	京都西本願寺	江雲		寛永17年正月29日	
308	表槽屋郡	宇美村	光雲寺	福岡徳栄寺	教峯			「明細帳」では開基は宗白
309	表槽屋郡	下中原村	専浄寺	福岡光専寺				
310	表槽屋郡	障子岳村	円浄寺	福岡光専寺	道悦		万治3年	「附録」では寛文8年 拾遺でもあるは寛文8年と記述あり
311	表槽屋郡	植木村	一ヶ寺	福岡光専寺				「名寄帳」で「寺跡計」とあり、「御国中寺数」に「寺跡計 無住」とあり
312	裏槽屋郡	秋山町	浄光寺	博多万行寺	見山		寛永18年3月1日	下原村、「木仏之留」では木仏許可は寛永18年8月27日
313	裏槽屋郡	原上村	西光寺	博多万行寺	願正		寛永18年3月1日	「木仏之留」では木仏許可は寛永18年8月27日
314	裏槽屋郡	青柳町	託乗寺	博多万行寺	空西		元文4年	「明細帳」では木仏寛永17年4月27日、寺号享禄4年4月26日免許とあり
315	裏槽屋郡	筵内村	泉林寺	博多万行寺	了玄		寛文2年12月27日	「明細帳」では木仏寺号とも寛永3年1月免許
316	裏槽屋郡	青柳町	長泉寺	博多万行寺	林節		寛文13年7月5日	「明細帳」では開基は林澤
317	裏槽屋郡	上和白村	明覚寺	福岡光専寺	宗白(又ハ宗悦)	正保元年	正保4年3月	
318	那珂郡	辻村	浄福寺	豊前国浄福寺			正徳年中	穢多寺、天台宗より寛永年中に真宗へ
319	那珂郡	堀口村	松源寺	京都仏照寺			元禄13年	穢多寺、真言宗より元和中に真宗へ
320	志摩郡	泊村	一ヶ寺	那珂郡辻村浄福寺				穢多寺
321	鞍手郡	植木村	願照寺	京都西本願寺			宝暦6年	穢多寺、嘉麻・徳波・遠賀・鞍手4郡を担当する

※表は以下の史料をもとに作成。「郡など」「町名・地名」「寺号」は①・②・③を、「本寺」は①を参照。「開基」「開基・建立等年代」「木仏寺号」は「筑前国統風土記拾遺」を元に入力し、④～⑬を参照して適宜修正や補充を行った。寺や郡の順番について「御国中寺数」の通り。〔 〕内は作成年代。

- ①「御国中寺数」(九州大学附属図書館中央図書館所蔵史料)〔文化期〕
- ②「御国中寺院名寄帳」(旧市史編纂資料59、福岡市総合図書館蔵)〔文化十五年〕
- ③「寛政二年筑前寺院帳」(『福岡県史資料』第七輯 伊東尾四郎編 名著出版 1972)
- ④「筑前国一向宗西派寺院記録」(大田資料96、福岡県立図書館蔵)〔明治五年〕
- ⑤「福岡組舶屋組明細帳」(楡垣文庫資料79-1、九州大学附属図書館付設記録史料館蔵)〔明治三十年代〕
- ⑥「嘉麻組上下組明細帳」(楡垣文庫資料79-2、九州大学附属図書館付設記録史料館蔵)〔明治三十年代〕
- ⑦「夜須組御笠組明細帳」(楡垣文庫資料79-3、九州大学附属図書館付設記録史料館蔵)〔明治三十年代〕
- ⑧「志摩組怡土組明細帳」(楡垣文庫資料79-5、九州大学附属図書館付設記録史料館蔵)〔明治三十年代〕
- ⑨「宗像組遠賀組明細帳」(楡垣文庫資料79-6、九州大学附属図書館付設記録史料館蔵)〔明治三十年代〕
- ⑩「鞍手組徳波組明細帳」(楡垣文庫資料79-7、九州大学附属図書館付設記録史料館蔵)〔明治三十年代〕
- ⑪「木仏之留御影様之留」(千葉乗隆編 同朋舎、1980)(慶長二年～元和九年)
- ⑫「筑前国統風土記拾遺」(福岡古文書を読む会校訂 文献出版、1993)
- ⑬「筑前国統風土記附録」(川添昭二・福岡古文書を読む会校訂 文献出版、1978)

【表2】（触頭諸役目留帳）にみる作成書類

※△は触頭三ヶ寺連名

項目名	分類	各寺書類作成の有無	触頭	提出先	備考
1 住持上京之時往來御切手申受書物之事	往來	○	△	寺社	2、3と共に提出
2 上京ニ付懸持証摺願書之事	掛持		△	宗旨	
3 上京ニ付掛持自筆書物之事	掛持	○		宗旨	
4 後住弟子上京往來切手申請書物之事	往來	○	△	寺社	
5 病氣ニ付遠隠居後住入院願之案文	相統		△	寺社	
6 右同入院願免ニ付住持自筆書物之事	相統	○		宗旨	5を提出、認可後に提出
7 住持相果候時掛持願出之案文之事	掛持		△	宗旨	8と共に提出
8 掛持自筆書物之事	掛持	○		宗旨	住持病死のため
9 住持病氣ニ付掛持之事	掛持		△	宗旨	10と共に提出
10 住持病氣ニ付掛持自筆書物之事	掛持	○		宗旨	
11 後住後見帳ニ書載候節願書案文	相統		年番一ヶ寺	宗旨	
12 本帳判鏡之節寺持病氣ニ付、判形未進之寺々伏氣にて罷出候上、宗旨奉行願出ス案文	願		年番一ヶ寺	寺社、宗旨	2通作成それぞれに提出
13 組合書物案文	願		△	宗旨	組合帳への判形願
14 無住ニ付相果後住住職願之事	相統		△	寺社	掛持の寺へ住職入寺、控え共に2通提出
15 住持自筆書物之事	相統	○		宗旨	病死のため掛持の寺へ住職入寺、
16 本堂及大破修覆之時材木拝借願之事	普請	○	△	寺社	3通提出
17 穢多寺他行願書之事	往來	○	△	寺社	
18 穢多寺入寺自筆書物之事	相統	○		宗旨	
19 宍ヶ寺にて兩寺掛持願案文	掛持		年番一ヶ寺	宗旨	
20 秋月へ旦那有之寺々上京掛持之判形之義、彼方宗旨方へ申遣ス案文	掛持		年番一ヶ寺	秋月宗旨	
21 住持隠居弟子後住御切手日延願案文之事	往來	○	△	寺社	
22 坊守母女子上京日延願案文之事	往來	○	△	寺社	
23 触頭三ヶ寺之内入院願案文之事	相統		触頭二ヶ寺	寺社	触頭寺院から福博寺院への入寺
24 三ヶ寺内入院直シニ出ル書附案文	相統		触頭二ヶ寺	寺社	23を提出、住職に仰せ付けられたのち提出
25 兩市寺々入院相済上自筆書物之事	相統	○		宗旨	無住のため掛持の寺へ住職入寺
26 御誓割ニ付往來御切手申請書物之事	往來	○	△	寺社	將軍代替わりの際に行なわれる本山での誓割のための出願
27 上京之時掛持証摺願出案文之事	掛持		△	宗旨	
28 穢多寺上京ニ付御切手願出之事	往來	○	△	寺社	
29 穢多寺住職願案文之事	相統		△	寺社	
30 穢多寺入寺後自筆書物之事	相統	○		宗旨	
31 女上京ニ付御切手申請書物之事	往來	○	△	寺社	
32 触頭之内上京ニ付掛持証摺願之事	掛持	触頭一ヶ寺	触頭二ヶ寺	宗旨	三ヶ寺の内該当の寺より提出ののち、同役の連判状を添える
33 触頭三ヶ寺上京掛持自筆書物之事	掛持	触頭一ヶ寺		宗旨	三ヶ寺の内該当の寺より提出
34 旅僧逗留願之案文	逗留	○	△	寺社	
35 旅僧居住願之案文	居住	○	△	寺社	後住、弟子として居住
36 自国分他国へ移住・出国願之事	転出	○		触頭	
37 旅僧居住願相済住職願之案文	相統		△	寺社	他国より弟子として居住の僧の相統
38 旅僧住職願相済昨年番の宗旨役所へ届候指出之事	相統		年番一ヶ寺	宗旨	2通作成それぞれに提出、他国僧の後住願い
39 秋月願へ旦那有之穢多寺、新ニ入院ニ付同所御役所へ判形之節別紙遣ス案文	相統		年番一ヶ寺	秋月宗旨	
40 捨子有之御役所へ届ル案文	捨子	○	△	寺社	触頭は印形のみで法名は不要、控え共に2通提出
41 宗旨御改ニ付、奉行衆出郡、前以役所村割一同ニ相添、郡々触下中へ相違書状案文	触		△	郡々触継寺	触頭は印形のみで法名は不要
42 捨子入帳願之案	捨子	○	△	寺社	
43 他国へ入湯ニ付往來切手申請書物之事	往來	○		触頭	
44 於御国内転住願書之事	転住		△	(寺社カ)	提出先不明
45 出国願叶候上片遣御切手申受之願文	転出	○	△	寺社	他国寺院への後住
46 兼て逗留為致置候旅僧ヲ養子後住ニ囑受候時之願文	相統	○		触頭	学問修業のため逗留の僧を後住へ所望
47 三ヶ寺内へ養子引請之時分之願文	相統		触頭二ヶ寺	寺社	他国より後住へ所望
48 三ヶ寺住持退身後住相定願文	相統	触頭一ヶ寺	触頭二ヶ寺	寺社	
49 三ヶ寺住職之時御用召候ても病氣ニ付不得出時、同役分出入口上書	—				例文なし
50 三ヶ寺養子着届之案文	相統		触頭二ヶ寺	(寺社カ)	
51 当寺隣国行切手願之案文	往來	触頭一ヶ寺	触頭二ヶ寺	寺社	万行寺の例
52 三ヶ寺隣国行ニ付掛持証摺願文	掛持		触頭二ヶ寺	宗旨	

	項目名	分類	各寺書類作成の有無	触頭	提出先	備考
53	三ヶ寺帰国後不快にて掛持受渡延引之時、宗旨方へ届置案文	掛持	触頭一ヶ寺		宗旨役所	万行寺の例
54	公儀御尋者申出之案文	届出		△	寺社役所	お尋ね者はいない旨の届出
55	御法事有無指出案文	届出		△	寺社	寺号印形のみ、法事の有無の届出
56	九十歳・百歳之者無之届書之文	届出		△	寺社役所	寺号のみ
57	溝渡御触之節案文	届出		△	寺社役所	寺号のみ、寺々請持の溝渡終了の旨
58	旦那差除書物之事	願	○		宗旨	飯田太郎左衛門が長崎へ召し連れた旦那が出奔したため
59	掛持住持隠居致後住願出之時、無住寺やはり此度住持懸持証拠願出ル控	掛持		△	宗旨	
60	掛持替之事	掛持		△	宗旨	
61	他国が当国へ入込時、*シノ印形之事	転入	他国寺		当国寺	
62	他国が片道往來之事	転入	他国寺		御改御役人中	
63	秋判御改前町法中へ触示案文	触		△	両市中法中	
64	同秋判御改二付、在々之法中へ触示案文	触		△	各郡触次	
65	結縁証拠案文	証拠	○		宗旨	
66	門徒請証拠之事	証拠	○		各旦那寺	旦那の請替え
67	払証拠之事	証拠	○		各旦那寺	
68	寺門之者払証拠之案文	証拠	○		宗旨	別寺へ後住のため
69	江戸にて出奔差除証拠之事	証拠	○		宗旨	旦那の江戸における出奔
70	年頭二得出不申時之届書案文	届出	○		三奉行	病気による年頭御礼への出方遠慮、万行寺の例
71	差出之事	届出	○		久野・田中兩奉行	御門主様遷化の時は配下の分は年番より差出
72	寺社御奉行所御用状持参之時請取之案文	御請	○		寺社	万行寺の例
73	宗旨大判申來候節受取書之事	御請	○		宗旨	万行寺の例
74	寺社役所宗判場所之義申來候時返書之事	御請	○		寺社	
75	宗旨判未進差出控	届出	○		宗旨役所	痛所、法用などによる宗旨判形未進のこと
76	判鑑未進追て可能出候處、病氣ニ付延引届申來候へハ、年番の宗旨方へ届候時之控	届出		年番一ヶ寺	宗旨役所	病気による宗旨判形未進のこと
77	吊証拠之事	証拠	○		宗旨	旦那の死場所、結縁寺などの見届け証拠
78	三ヶ寺国内出郡届之事	往來		触頭一ヶ寺	寺社役所	
79	掛持請渡罷出苞人病氣之時之案文	掛持		年番一ヶ寺	宗旨	79～81は一連のもの
80	京都へ上り病氣ニ付御免ヲ蒙り日切之願書案文	往來	○		触頭	往來切手日限延引願
81	医師証拠事	証拠			当該寺	医師が作成し当該寺へ提出、病気の証明書
82	大風にて公儀へ御訴之書出候御触有之時之控	届出		△	寺社役所	災害時の被害届出
83	出火之時御届之事	届出	○	△	奉行	寺号印形の、控え共に2通提出、火災時の届出
84	旅僧法談にて逗留案文	逗留	○		触頭	
85	下地後見差除別人後見ニ仕ル願案文	相続		年番一ヶ寺	宗旨	後見人の交代
86	秋月領之寺後見替ニ付年番の彼方宗旨方へ申遣ス案文	相続	○		秋月宗旨	後見人の交代
87	旅僧多人数逗留願出之事	逗留	○		(寺社)奉行	
88	入寮之僧他国へ行時届之案文	往來	○		寺社	万行寺の例
89	御先祖御法事於手許相勘度願之案文	願	○		触頭	長政の遠忌法要の執行願
90	同所願書之案文	願	○		触頭	長政の遠忌法要の執行願
91	織多寺願書之事	願		△	井手・野田兩人	浄福寺、松源寺から本山への願の添状、91～93は一連のものカ
92	同寺へ遣遺ス案文	遣			浄福寺、松源寺	91に対する呼出状
93	同寺へ相違候控	違		年番役所	浄福寺	土納銀の上納について
94	春宗旨判之時、町人組々面々遣ス案内書控	一		年番役所	博多町人中	お茶代寄付のこと
95	他国御差向御使僧通掛一宿届之案文	往來	○		寺社役所	使僧の宿泊について、万行寺の例
96	御本山御使肥前へ被罷越候時先触之案文	触	○		光蓮寺、伯東寺	使僧到着の先触、万行寺の例
97	御本山御使飯原金照寺へ被罷越時二先触案文	触	○		諸所宿問屋中	使僧到着の先触、万行寺の例
98	先触	触	○		当該寺	使僧到着の先触、万行寺の例
99	当寺上京又ハ藝州行之時人馬証拠之事	一	○		問屋衆	万行寺の例、博多～小倉までの人馬調達について
100	二・三郡もかけて他行之時届ケ之事	往來	○		寺社役所	万行寺の例
101	二・三郡分婦寺之上届書之事	往來	○		寺社役所	万行寺の例
102	国内にて他行之時届書之事	往來	○		寺社役所	万行寺の例
103	年番中就法用出郡之時指出之事	往來	○		井手・野田兩人	万行寺の例
104	御本山御使者入込之時指出之事	往來	○		寺社役所	万行寺の例
105	右同出立之時指出之事	往來		年番一ヶ寺	寺社役所	万行寺の例
106	御本山御用ニ付諸郡呼出触達文言之事	触		触頭一ヶ寺	郡々触頭	万行寺の例
107	同御用ニ付両市中へ触達之文言	触		年番一ヶ寺	両市中法中	両市中の寺院への招集
108	御本山御用御請印帳文言并認方	一				108、109は一組

	項目名	分類	各寺書類作成の有無	触頭	提出先	備考
109	右御請印帳追て小倉御坊へ贈出候書状	一			小倉御坊永照寺様	万行寺の例
110	日限有之御用日延願出ル指出之文	願		年番一ヶ寺	寺社役所	報告遅延のための書類提出猶予願
111	一寺焼失科料証拠御銀奉行へ差出ス案	証拠	○		御銀奉行	111、112は一組、火災に際しての科銀上納証拠
112	焼失後復御免申達スル之案	証拠		触頭	何都触頭	
113	捨子未タ入判無之者急病等にて死去之時書付并取計方	捨子				
114	他国江養子引越願濟之上方道御切手申受案	転出	○	△	寺社	
115	年頭御館御礼御帳付出方違書十二月ニ達ル案 病氣差合等にて出方難相成差出案文共	届出		年番一ヶ寺	寺社役所	年始御礼の病気による欠席について、115、116は一組
116	同断無住之寺并病氣にて出方無被差出案	届出		年番一ヶ寺	寺社役所	
117	宝物類盗難届之案	届出		年番一ヶ寺		
118	九十歳・百歳ニ相成候者有之節指出案	届出		△	寺社役所	
119	養子得度願案文	願	○	△	寺社	
120	他国者結縁証拠之案文	証拠	○		宗旨	
121	御名号様郡々御巡寺違書廻文	触	○			万行寺作成
122	住持死去宗旨・寺社方役所へ届候文	届出		年番一ヶ寺	寺社役所、宗旨役所	
123	隠居再住願案文并	相続		△	寺社	
124	背御定法無願にて上京仕候寺有之時、申附方取計窺口上之案文	伺		△	寺社	寺号のみ
125	秋月領寺之住職之節同所宗旨奉行江遣ス証拠案	相続		年番一ヶ寺	宗旨	病気につき隠居のため後住願
126	捨子宗旨帳ニ加へ候節、宗旨奉行兩人へ届	宗旨				記事なし
127	当寺藝州行願書案	往来		触頭二ヶ寺	寺社	万行寺の例
128	後住後見差除ヶ指出案	願		年番一ヶ寺	宗旨	病気のため後見差除き
129	当寺上京一件両御役所願一切	往来 掛持				万行寺の例
130	養子・離別願片遣往来願文共	往来				
131	上京帰国届	届出				
132	代香之義申出有之節遣ス紙面	一	○		当該寺	末寺へ門徒の焼香を依頼、万行寺の例
133	横死人結縁証拠案	証拠	○		宗旨	万行寺の例。筑後国柳川領の者の行き倒れ。初め寺社役所宛に届出。町方の役人による見分の後、町奉行宛に結縁願を提出。許可後、結縁証拠を宗旨奉行へ提出。
134	二男・三男得度願案	願	○	△	寺社	
135	当寺内にて行倒レ死人有之節案	届出	○		宗旨	万行寺の例
136	当寺内帳面ニ相加置候男子得度致、弟子ニ仕度願案文	願	○		寺社	万行寺の例
137	院主上京之節帰国被致候時指出之案文	届出	○		寺社	万行寺の例
138	触頭三ヶ寺は隠居死去之時其届并忌明迄引入届共役所へ差出ス事	届出		触頭一ヶ寺 触頭二ヶ寺	寺社、宗旨	死去の届
139	御門主様御遷化ニ付触頭為惣代上京願光専寺之時願書写	往来		触頭一ヶ寺 触頭二ヶ寺	寺社	光専寺の例
140	当寺御役所江書状相頼則相達候間御はらせ御返書	一				宗旨改、寺請持の際の返答書例
141	横死之僧御見聞相済結縁御証拠不相渡已前にて未寺内へ代香願案	一				
142	捨て子入帳願書物	捨子	○		宗旨	捨て子を旦那に加える件
143	焼失寺院拝借願書	願	○	△	寺社	
144	配下内出奔届案	届出	○	△	寺社	
145	焼失ニ付御銀拝借証拠案	届出	○	△		
146	住職分出奔ハ病氣と届之案	届出		△	寺社	
147	触頭光専寺配下法泉寺之掛持願案	掛持		触頭二ヶ寺	寺社	光専寺の例

※「〔触頭諸役日留帳〕」（萬行寺資料三七九九、萬行寺藏）より作成。

【表3】近世中期以降の宗旨奉行

名前	禄高	在任期間	備考	出典
竹田安右衛門	300石	(享保5年7月～享保13年7月17日)		①
吉田兵右衛門	300石	(享保5年7月～享保10年7月10日)		①
竹中久左衛門	400石余	享保10年7月11日～(元文3年)	隠居により退役	①
櫛橋左大夫	400石	享保13年7月18日～(元文3年8月)	退役時は櫛橋郡大夫	①
村上万右衛門	300石	元文3年8月～(延享元年12月27日)	櫛橋左(郡)大夫の跡役	①
河崎傳次郎	151石余	元文3年8月～寛保元年5月27日	竹中久左衛門の跡役、隠居により退役	①
細江安右衛門	400石	寛保元年6月24日～(延享2年7月)		①
松下彦右衛門	400石	延享元年12月28日～(寛延4年8月23日)	隠居により退役	①
野口三郎兵衛	400石	(延享2年7月)～寛延2年9月5日	隠居による退役時は野口三兵衛	①
田中源五右衛門	200石	寛延2年9月7日～		①
八田仁左衛門	302石余	寛延4年8月24日～宝暦5年7月20日	隠居により退役	①
嶋村三右衛門	200石	宝暦5年8月～		①
西郷正左衛門	200石	(～明和5年)		②
寺田三大夫	200石	(～明和7年)		②
佐谷五郎大夫	300石	(明和5年～明和7年)		②
大森善大夫	250石	(明和7年～安永元年)		②
坂田嘉大夫	400石	(明和8年～安永元年)		②
木山源助	350石	(安永元年～)		②
花房又左衛門	300石	(安永元年～安永4年)	坂田嘉大夫病気のため助役として就任	②
神吉武左衛門	200石	(安永4年～)		②
團半十郎	600石	～寛政11年4月晦日		③
岡本三六	200石	(寛政11年)		③
村井金左衛門	150石	寛政11年5月18日～(文化3年)		④
平井郷八	100石	(～文化3年)		④
田村縫右衛門	200石	(文政5年)		⑧
根本源大夫	200石	(文政13年)～天保4年4月28日	「内行取計方不宜」のため放役	⑤
秋山源内	130石	(文政5年～天保9年)		⑤、⑧、⑨
久野甚平	100石	天保4年7月22日～(弘化元年)		⑤、⑥、⑨
前田源八郎	300石	(天保9年～天保11年)		⑥、⑨
小河武兵衛	150石	(天保12年～弘化3年)		⑨
高原空之進	84石	(弘化2年)		⑨
野坂利右衛門	130石	(弘化3年～)		⑨
藤田弥大夫	150石	(弘化4年)		⑨
雀井甚平	120石	(嘉永元年～)		⑨
増田門太	120石	(～文久3年3月)	慶応分限帳に「百貳拾石 増田(×門太)野積」とあり	⑦
寺井茂八郎	100石	(文久3年)	安政分限帳に「三人拾石 新地百石ニナル」とあり	⑦
牧市内	100石	(文久3年3月～)	元治元年に暗殺。明治分限帳の実子牧安三郎の項に「元百石」とあり	⑦

※出典：①『福岡県史 近世資料編 年代記(一)』『萬年代記録』(福岡県、1990)、②「宗門改帳従公儀御吟味記」(黒田家文書416、福岡県立図書館蔵)
 ③「(寛政十年)御触状写」(萬行寺資料3813)、④「(文化二年)御触状写」(同3815)、⑤「(文政十三年)御触状留」(同3814)、
 ⑥「(天保九年)御触写」(同3812)、⑦「(文久三年)御触状控帳」(③～⑦は萬行寺蔵)、
 ⑧「宗旨改并捨子一件」(安川巖収集資料233)、⑨「宗旨御改帳并捨子一件共ニ」(安川巖収集資料232)(⑧、⑨は福岡市博物館蔵)
 ※石高は「黒田三藩分限帳」(西日本図書館コンサルタント協会、1987)、『福岡藩分限帳集成』(福岡地方史研究会、1999)を参照。
 ※在任期間の年月日で、史料中に明記されていないものは推定で記し、()を付した。